平成28年度 第22回 和歌山県有床診療所協議会 総会・講演会・情報交換会 (報告書)

日時) 平成28年8月27日(土) 於) 和歌山市医師会大会議室 オテル・ド・ヨシノ

平成 28 年度 第 22 回

和歌山県有床診療所協議会総会、講演会並びに情報交換会 次第

開催日:平成28年8月27日 (クールビズ開催)

- I. 総会「和歌山市医師会大会議室」(和歌山ビッグ愛4F)【PM4:00~5:00】
- 1. 挨拶、紹介等;(司会 粉川 信義 副会長)
 - ①会長挨拶(辻 興 会長)
 - ②祝電御披露(粉川 信義 副会長)
- 2. 報告事項;(司会 粉川 信義 副会長)
 - ①役員紹介(辻 興 会長)
 - ②平成27年度事業報告(辻 興 会長)
 - ③第29回全国有床診療所連絡協議会 静岡大会報告

第1日 (辻 寛 副会長)

第2日 (児玉 敏宏 副会長)

- 3.協議事項;(司会 粉川 信義 副会長)
 - ①平成27年度 収支決算報告 (辻 興 会長)
 - ②平成27年度 監査結果報告 (宮本 克之 監事)
 - ③平成28年度 事業計画 (辻 興 会長)
- Ⅱ. 講演会「和歌山市医師会大会議室」(和歌山ビッグ愛4F)【PM5:00~6:00】

司会: 粉川 信義 副会長

協賛企業挨拶:株式会社関西臨床検査総合研究所 前岩 良和 社長

(黒松 敏二 会長と共に総会・講演会への費用的・人的支援を賜っております。)

座長: 児玉 敏宏 副会長

演者:風神会計事務所 風神 正典 先生

演題(1)「有床診療所のこれからの事業展開」

(参加会員毎に調査頂いたサ高住「介護圏調査レポート」を御提供頂いております。)

- (2)「一般社団法人の運営について」
- Ⅲ. 情報交換会「オテル・ド・ヨシノ」(和歌山ビッグ愛 12F)【PM6:00~8:30】 (司会・幹事 勝田 仁康 副会長)
- 1. 開会の挨拶 辻 寛 副会長
- 2. 乾杯 (木下 欣也 理事)
- 3. 演奏会(ハープ&フルート)
- 4. 閉会の挨拶 青木 敏 名誉会長

I. 総会

【総合司会】粉川 信義 副会長

- ◆挨拶・事業報告・事業計画:辻 興 会長
- ◆全国総会報告(1日目): 辻 寛 副会長
- ◆全国総会報告(2日目): 児玉 敏宏 副会長
 - ◆会計監査:宮本 克之 監事

会長挨拶

辻 興

本日はご多忙な中、和歌山県有床診療所協議会総会に御参加頂きまして誠に有難う御座います。本日は、講演会講師として当協議会が青木初代会長の代より永年お世話になっております風神会計事務所代表の風神 正典先生に御臨席賜ることが出来ました。本当に有難うございます。また、この会の開催に際し、関西臨床検査総合研究所の黒松敏二会長、ならびに前岩良和社長に沢山の費用的、人的支援を賜わりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

では、ここからは、正確な数値も間違えずに話させて頂きたく、失礼して、原稿を見ながら話させて頂きます。挨拶が長いと、諸先輩方によく叱られますが、本日は御来賓の挨拶がありませんので、どうか今回は大目に見てください。

2025年の地域医療構想実現にむけ、今年5月に和歌山県地域医療構想が策定され、いよいよこの9月から二次保健医療圏ごとに開催される和歌山県地域医療構想調整会議、別名「協議の場」に、県下全ての有床診療所が会員として参画することとなりました。県医療行政の施策に、有床診療所が正式に組み込まれるのは、私が6年前よりこの会に参加して初めてのことであり、大きな一歩であります。平成6年2月6日の設立以来、22年に渡り、多くの皆様に支えられ続けられてきた当協議会活動の集大成といえます。協議会活動にこれまで関わって来られたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

しかし、これからが正念場です。皆様が参画される「協議の場」は、今後10年、皆様の病床の生き残りを賭けた舞台となります。県医務課が今年7月に作成した「地域医療構想実現にむけて」という資料によると2015年7月に県下に1万2千6百14床あった病床数を2025年には9千5百6床にまで減らすとあります。つまり精神科病床を除く県下の病床の内、4分の1の病床を今後10年間で閉鎖するというのです。「協議の場」における医療機関相互の協議によって自主的な病床再編を推進するとありますが、もしも病床削減が進まない場合は、県医療審議会への意見聴取の上で、県知事による医療機関への〈要請〉が行われ、従わない場合は「過多医療機能への転換中止」「不足医療機能への転換」「休止病床の削減」といった〈勧告〉がなされ、それにも従わない場合は「医療機関名の公表」「各種補助金や融資からの除外」「地域医療支援病院の不承認・承認の取り消し」といった〈措置〉までとられるのです。

ようやく行政の施策に組み込まれた、我々有床診療所は、個々の生き残りの為に、自らの病床の果たしている役割を「協議の場」で主張し、地域医療構想実現の為に不可欠な病床であると認めさせる必要があるのです。

生き残りの為に、我々有床診療所は 2 つの素晴らしい秘策を持っていると私は考えてい ます。一つ目は病床削減政策の根拠である病床機能が、病院を主に想定した 4 つの病床機 能でのみ語られているという事実にあります。病院は病棟ごとに機能がほぼ固定されてお り、この 4 つの病床機能のいずれかに、しっかり当てはまる為、過剰な病床機能を担う病 院を中心に病床削減の標的となりやすいのです。一方、有床診療所は病棟ごとではなく、 病床ごとに、個々の患者に応じて異なる病床機能を担っており、「高度急性期機能」は担え なくても、他の3機能を縦断的に担っており、一概に削減対象病床とは見なされにくいの です。また、有床診療所はこの 4 つの病床機能では適切に評価できず、有床診病床の存在 意義を認めた厚労省は、有床診固有の 5 つの病床機能を別に設定しました。ほとんどすべ ての有床診療所は、そのうちの複数の機能を担っているとの調査結果が示されています。 当然です。日医総研の江口成美氏らが現存する有床診療所が果たしている機能を調査し、 5つの機能に分類出来ると確認した上で、それを有床診療所の担うべき役割、病床報告機 能として厚労省に認めさせたからです。つまり、有床診療所はこれまで担ってきた病床機 能を担い続ければ、有床診療所病床の役割を果たせる訳です。しかし、地域医療構想の病 床削減政策の中で、この5つの有床診固有の病床機能は述べられていません。また、当初、 和歌山県地域医療構想案にも有床診の 5 つの病床機能は記載されていませんでした。そし て驚いたことに、地域医療構想の説明に来院した保健所職員すら、有床診の 5 つの病床機 能の存在を知りませんでした。そこで、「協議の場」で有床診療所が、自らの果たしている 病床機能を主張し易くする為に、当協議会は県医務課に要望書を提出し、和歌山県地域医 療構想に「有床診療所の病床の担う役割について」として 5 つの病床機能を明記頂くこと に成功しました。私の知る限り、近畿においてこの 5 つの病床機能が地域医療構想に明記 されたのは、和歌山県のみです。これを有効利用頂くことが、我々の生き残りの為の1つ 目の秘策です。

そして2つめの秘策を紹介します。

その前に、嬉しい話があります。7月に県医務課の地域医療構想の責任者と協議を持った際に、医療行政における有床診療所への印象として、「追い風が吹いている」と述べて下さりました。病院はおろか、介護施設の入所費用よりも安い、私たちを永年苦しめてきた「自他共に認める安すぎる有床診療所入院基本料」が、それを主張することにより、明らかに「免罪符」の役割を果たしているのです。有床診療所は施設基準が緩やかなお陰で、デイサービスと変わらない安い費用で看取りを含めた入院治療が提供できます。入院医療のコストパフォーマンスという点において永年経営努力を積み重ねてきた有床診療所は無

敵であります。

「入院費が高いから病床削減が必要」という厚労省の建前が、有床診療所には当てはまらず、これを主張することで、有床診の病床を削減すべき理由は消滅します。この安い病床の有効活用こそが、持続可能な地域医療実現のカギになると、私は信じています。

在宅医療との互換性に優れ、安価であり、厚労省が主張し始めた、「支える医療」を担うのにも最適な有床診療所病床の増床こそが、医療経済的に、最も理に適った施策であるとの私の主張に、県医療構想担当者も理解を示して下さりました。もっとも、有床診療所の火を灯し続ける為には、せめて介護施設を下回る事のない最低 1 万円以上への「有床診療所入院基本料」への引き上げを認めてもらわないと、誰も後は継がないとの主張にも、県担当者は理解を示されました。

こうして、きちんと地域の為に努力してきた有床診療所は、病院病床よりも、この先の 1 O年を生き延びやすいと私は信じています。

また、産婦人科の有床診療所病床に関しては、閉鎖の対象とすべきではないとの意見に、 県医務課の理解が得られております。その上で、精神科病床と同じく、産婦人科病床も地 域医療構想から除外すべきであると、意見を伝えておきました。

問題は、休床中の有床診療所です。後継者がいる等、明らかなビジョンを示さないと、 存続が困難になると予想されます。

皆様にお願いがあります。奥前会長も訴えておられました。「数は力」です。当協議会にまだ入会されていない有床診療所がまだ半数存在します。その方々に皆さまは「協議の場」でお会いすることとなります。その際、是非、当協議会への入会をお勧め下さい。本日配布している資料に、当協議会が今、何を行っているか、詳細に記されています。これを持って、「協議の場」に御参加下さい。

本日の会が、有床診療所生き残りへの「決起集会」となり、2025年の総会で、また皆さまと、もしくは後継者と、「祝賀会」を開催することが出来ます様、より一層、当協議会活動を活性化出来ればと思います。最後に、引き続き皆様の御支援とご鞭撻を賜ります様、そして、出来ますれば、当協議会執行部に御参加頂きます様お願い申し上げ、私からの挨拶とさせて頂きます。本日はどうも有り難うございました。

0036 田辺市上屋敷3-11-14 (函)外科内科迁医院第17 和歌峒有床衫擦所够議会会長 过興禄 6 U D 08 AZ 6 B 4N TEL 和歌山県医師会 (073) 424 -510 普色书 7 お祝い 第二十二回和數山県有原診療所協議会經 念いたします 今該益々のご発展と皆様方のご健勝を祈 講演会及び情報交換会のご盛会を心から 毅 de 果 医 師 会 浩 長 彰

E13391712-0001 (1/1)

会

平成28年度 和歌山県有床診療所協議会 新規役員

(順不同 敬称略)

名誉会長:青木 敏 (あおき さとし)

会 長:辻 興 (つじ こう)

副 会 長:粉川 信義 (こかわ のぶよし)

辻 寛 (つじ ひろし)

勝田 仁康 (かつだ ひとやす)

児玉 敏宏 (こだま としひろ)

理 事: 奥 篤 (おく あつし)

辻村 武文 (つじむら たけふみ)

木下 欣也 (きのした きんや)

濱田 寛子 (はまだ ひろこ)

木下 泰伸 (きのした やすのぶ)

榎本 修 (えのもと おさむ)

長雄 好昭 (ながお よしあき)

北山 俊也 (きたやま しゅんや)

宇治田 卓司(うじた たくじ)

監事:宮本克之(みやもとかつゆき)

顧 問:武用 瀧彦 (ぶよう たきひこ)

丸笹 雄一郎 (まるささ ゆういちろう)

橋本 忠明 (はしもと ただあき)

和歌山県福祉保健部健康局医務課 地域医療構想作成 御担当者 様

和歌山県有床診療所協議会会長 辻 興

「地域医療構想策定にあたっての和歌山県有床診療所協議会からの要望書」

第6次医療法改正において有床診療所の病床は病院病床と同様、地域医療構想に組み込まれました。しかし有床診療所の病床が果たす役割は病院とは全く異なります。地域のかかりつけ医である有床診療所の病床は極めて柔軟に地域のニーズに対応し多彩な役割を担っております。その為、病院を基準に考えられた4つの病床機能、①「高度急性期機能」②「急性期機能」③「回復期機能」④「慢性期機能」の内、何れか1つの機能のみで有床診療所の病床機能を評価するのは妥当ではありません。その点は病床機能報告制度上も考慮されており、別に有床診療所病床が担うべき5つの機能、①「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能」②「専門医療を担って病院の役割を補完する機能」③「緊急時に対応する機能」④「在宅医療の拠点としての機能」⑤「終末期医療を担う機能」が設定されており、報告が義務付けられております。こちらの機能こそ、本来、有床診療所の病床機能評価上重視すべきポイントであり、事実、多くの有床診療所はこれらの機能の内複数を担い、地域でかかりつけ医としての役割を全うしております。その為、病院を基準に設定された4つの病床機能の内、急性期機能を担うと報告した病床が多いからといって、有床診療所に対し回復期機能に転換を促す行為は、地域の求めに応じ多彩な機能を担っている有床診療所病床機能への理解不足と考えます。

診療報酬上の評価も、有床診療所と病院では全く異なります。有床診療所が使う医療費は全医療費の1%しかなく、有床診療所を全て潰しても、持続可能な地域医療構想実現は不可能です。有床診療所入院基本料は病院と異なり極めて安く設定されており、介護施設よりも安く抑えられております。1日24時間看取りを含む医療を提供しても9時5時のデイサービスや1回数十分で終わる訪問診療の報酬と何ら変わりありません。あまりに安い入院基本料の為、多くの有床診療所において病床部門は赤字を強いられ、外来収益等から補填してようやく病床を運営している現状です。平成26年度診療報酬改定において、漸く有床診療所が果たす機能に応じた評価がなされ、安すぎる有床診療所入院基本料に対し、僅かながら引き揚げが実施されましたが、引き上げ額が少ない為、現状改善には程遠く、スプリンクラー設置義務化等の支出に耐え切れず、今尚有床診療所の病床は減少を続けております。それでも有床診療所が採算度外視で病床を運営しているのは、地域のかかりつけ医としての自負からであり、地域の求めに応じ、地域で必要とされる病床機能を担っているからに他なりません。介護施設よりも安い、極めて安価な入院医療を提供している有床診療所の病床は極めてコストパフォーマンスが良く、将来も持続可能な医療資源確保に

おいて、本来ならば高価な病院の病床を減らし、安価で地域に密着した有床診療所病床の 比率を増やす方が合理的と考えます。地域医療構想実現の上で、安価な有床診療所病床を 減らすのは逆効果です。また、小規模でも無床診療所の数倍の建築費用が既に掛かってお り、その上スプリンクラー設置義務化で更なる経費捻出を強いられる個人経営の有床診療 所に対し、病床閉鎖を半ば強制的に促す行為は、診療所存続に係る大問題であり、行政行 為として行き過ぎであります。

よって、以下の要望実現を強く求めます。

要望

- ① 有床診療所自らの意志で病床閉鎖を選択する場合を除き、有床診療所の病床閉鎖を地域医療構想上、行政が強制することが有りませぬ様、強く要望致します。
- ② 少子化対策の上で、地方において出産を担う医療機関の減少は大問題であり、地域医療構想上、日本の出産の 40%を担う産科有床診療所の病床削減は決して実施しないよう要望致します。
- ③ 地域での病床増加を黙認してきたのは行政の責任であり、医療行政の新たな施策である地域医療構想実現の為に、病床削減が必要ならば、個人経営の病院や診療所の病床を削減するのではなく、公立病院の病床を削減し構想を実現するよう要望致します。
- ④ 地域医療構想策定に参画する和歌山県医師会内には、有床診療所の意見を集約するシステムが未だ確立されておりません。その為、県下有床診療所の意見を地域医療構想策定に反映させるのは困難な状況にあります。その為、地域医療構想策定における直接的、継続的な和歌山県有床診療所協議会参画の場を確保願います。
- ⑤ 和歌山県の何処に有床診療所が存在して、どの様な病床機能を担っているかを、特に 有床診療所特有の5つの病床機能について、行政として県民に周知願います。
- ⑥ 地域医療構想を担う有床診療所入院基本料の適正な評価と引き上げ、特に介護施設と の逆転の是正を強く要望致します。

以上

和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課 御中 「和歌山県地域医療構想(案)に対する意見募集」ご担当者様

和歌山県有床診療所協議会 会長 辻 興

拝啓

平素は和歌山県下有床診療所の運営に際し、特段のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。 また、当協議会からの要望に対し、誠実なご対応を賜り感謝申し上げます。

この度、「和歌山県地域医療構想(案)に対する意見募集」に対し、以下の要望を提出させて頂きます。

和歌山県地域医療構想(案)に対する「要望」

地域医療構想(案)において、「〈4〉慢性期機能病床に関する対応」の中で、「『支える医療』として有床診療所の病床活用」を明記頂きました。有床診療所病床の担っている機能を 地域医療構想(案)で明確に表現頂けたことをとても感謝しております。

要望ですが、この記述が「〈4〉慢性期機能病床に関する対応」の説明の中のみで記載されている為、有床診療所が「慢性期機能」しか担っていないと県民に誤解を与える恐れがあり、危惧しております。先に提出した要望書にも記しておりますが、有床診療所の病床機能は病院とは異なる5つの機能を有しており、病棟ごとではなく病床ごとに様々な機能を果たしております。一つの有床診療所が地域で求められる様々なニーズに柔軟に対応し、複数の病床機能を担っております。この有床診療所特有の5つの機能が、この地域医療構想(案)に明記されていない為、このままでは県民や医療関係者に対し県下有床診療所の果たしている役割が正確に伝わらないものと懸念致します。その為、以下の2点を要望致します。

- ① 「(2) 和歌山県における医療の状況(概要)」の「(2) 和歌山県における医療機関の状況等について」の中の「4 つの医療機能」(ページ 8) の説明の後に、「有床診療所の担う 5 つの病床機能」の明記を要望致します。
- ② 「『支える医療』として有床診療所の病床活用」の記載を「慢性期機能」の枠から外し、 病院向きの「4つの医療機能」とは別項目で記載頂く様、要望致します。

以上、ご検討宜しくお願い致します。

敬具

和歌山県福祉保健部健康局医務課 地域医療構想 御担当 貴志 様

和歌山県有床診療所協議会会長

辻 興

謹啓 入梅の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協議会運営に多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。 また、和歌山県地域医療構想策定におかれましては、昨年、当会から提出させて頂きました「要望書」に基づき、「支える医療としての有床診療所の活用」を盛り込んで下さり、会員一同、心より感謝しております。

今後、策定された地域医療構想実現に向けて、各圏域において更なる話し合いがもたれることと存じますが、今春、当協議会会員 43名の有床診療所から、今後の地域医療構想実現に向けて改めて要望などの意向調査を行い、この度、当協議会からの今年度版の要望書として纏めることが出来ました。どうか、この要望内容につき、今後の審議において充分御配慮賜ります様、心よりお願い申し上げます。

謹白

和歌山県有床診療所協議会からの地域医療構想実現への要望書(2016.5.27)

- ① 病床機能のうちで、高度な医療を要しない「慢性期機能」こそ、病院の療養病床入院基本料の 1/2 から 2/3 の極めて安い療養病床入院基本料で看取りまで担う有床診療所病床を積極的に活用頂くべきです。有床診療所を利用すれば1日のデイサービスと変わらない費用で 24 時間の入院医療が受けられ、持続可能な地域医療構想実現に役立ちます。
- ② 有床診療所は小規模入院施設の為、病床数削減によりランニングコストが割高となり、 経営が悪化します。その為、一時的な非稼働病床を病床削減の対象とせず、病床稼働中 の有床診療所の病床削減は行わないで頂きたい。
- ③ 有床診療所の後継者が研修中などの理由で直ちに継承できず、院長の高齢化等を理由に 一時休床となっても、その期間の強制的な病床削減は行わず、後継者が病床を再稼働す ることを認めて頂きたい。
- ④ 有床診療所のスプリンクラー設置が義務化され、多額の自己負担を伴って新たにスプリンクラーを設置した有床診療所病床を、病床削減の対象としないで頂きたい。

- ⑤ 義務化されたスプリンクラー設置工事期間中はその前後を含めて一時入院を休止しなくてはならず、病床稼働率低下は免れません。スプリンクラー設置工事における病床稼働率低下を病床削減の理由にしないで頂きたい。
- ⑥ 有床診療所には病院に無い病床報告機能「終末期医療を担う機能」が存在し、病院や介護施設、在宅での看取りが困難な、行き場の無い終末期の患者様の看取りを担い、地域 医療を支えています。この終末期医療を懸命に担う有床診療所は在宅復帰率が低くなります。その為、在宅復帰率だけで有床診療所病床の機能評価を行わないで頂きたい。
- ⑦ 有床診療所が病院よりも極めて安価な入院基本料で入院医療を提供し、地域医療に貢献できているのは、施設基準が病院よりも緩やかな為です。有床診療所と病院の病床の担う役割は異なり、病院との報酬レベルや役割の違いを考慮し、あくまでも診療所の極めて安価に地域に提供されている病床として、有床診療所の施設基準を安易に引き上げないで頂きたい。
- ⑧ 産科の有床診療所では、分娩の為の入院期間は2~3日と短く、入れ替わりが激しい為、 分娩が立て込み満床となり、病床が不足する時もあれば、分娩が途切れ入院ゼロの時も あります。その為産科病床における高稼働率の維持は困難です。そうした産科病床の特 性を考慮し、単純に病床稼働率だけで産科病床の評価をし、病床削減を行わないで頂き たい。



医 第07140001号 平成28年7月14日

和歌山県有床診療所協議会 会長 辻 興 様

和歌山県福祉保健部長日

和歌山県地域医療構想調整会議(「協議の場」)設置にあたっての構成員について(依頼)

平素より本県保健医療行政の推進に格別のご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、標記地域医療構想については、各地域における圏域別検討会の開催やパブリックコメントの実施などの検討を重ね、本年5月に構想策定に至ったところです。

今後、構想実現に向けた取り組みを進めるにあたっては、地域医療構想の構想 区域(二次保健医療圏)単位で県が設置する「協議の場」(地域医療構想調整会 議)がその主たる役割を担うものであり、「協議の場」においては各地域の医療 機関が担うべき病床機能等を協議することとなるため、各地域の有床診療所の代 表者にも参画いただきたいと考えているところです。

(※「協議の場」の構成等は、別添イメージを想定)

ついては、各地域の有床診療所に対して、各保健所より別途依頼する予定としていますので、ご了知よろしくお願いします。

(問合せ先) 和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課 医療戦略推進班

貴志 · 狗巻 1-2612(直)

TEL 073-441-2612(直) FAX 073-424-0425

E-mail inumaki h0001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県有床診療所協議会 会 長 辻 興 様

先日は、お忙しいところ貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

つきましては、別添のとおり、貴協議会への依頼文をお送りしますので、よろ しくお願いします。

(※)全ての有床診療所に参加依頼をさせていただくことから、資料中の「有床診療所(代表者)」という表現を 「有床診療所 関係者」へと改めておりますので、ご確認ください。

各有床診療所に対しては、それぞれの「協議の場」の事務局である各保健所から今後、個別に依頼をさせていただくこととなりますので、ご了承ください。

引き続き、よろしくお願い申し上げます。

和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課 医療戦略推進班 貴志 · 狗巻

 TEL
 073-441-2612(直)

 FAX
 073-424-0425

E-mail inumaki_h0001@pref.wakayama.lg.jp

15-08-27;16:40 ;和歌/県医助会

: 0734360530

1/ 2

ファックスのご案内 -

次の通り発信申し上げますので、よろしくお取り割らい下さいますようお 願い申し上げます。

平成27年8月27日(木)

発信枚数 (本書を除いて1枚)

罗已 4

> 和歌山県有床診療所連絡協議会会長 奥 篤 殿

発信者

和歌山県庭師会 寺下浩彰 TEL (073) 424-5101 FAX (073) 436-0530

1/-名 拝 啓

平素は地域医療、地域保健にご尽力いただいておりますこと厚く御 礼申し上げます。

さて、先般、お電話にてお話しのありました件について、別紙のと おり対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

> 放 具

15-08-27;18:40 ;和数山県医師会

:0/34360530

2/ 2

和歌川県有床診療所協議会

(できること)

1. 全国有床診療所連絡協議会総会案内

(和歌山県有床診療所協議会の会員宛)

- 2. 和歌山県有床診療所連絡協議会総会案内(会員宛)
- 3. 講 癿 (講師依賴状)
- 4. 和歌山県有床診療所協議会事務所として郵便物を和歌山県有 床診療所協議会会長へ転送

(できないこと)

- 1. 会員管理(入退会)
- 2. 経 理

田医 第 1046 号 平成27年10月 9日

和歌山県医師会 会長 寺 下 浩 彰 殿

田辺市医師会

会長 水 本 博 章 田辺市医師会有床診療所担当理事 和歌山県有床診療所協議会会長 辻 興

「和歌山県医師会有床診療所部会」設立の要望書

【要望の趣旨】

今後日本の医療政策の柱である地域包括ケアシステムにおいて、当地における地域医療構想を策定 するのが和歌山県であり、策定に参画するのが和歌山県医師会です。第6次医療法改正により、有床 診療所は医療法 30 条に「病床を持つ診療所」として書き込まれ、機能が広く示されました。その為、 和歌山県下の有床診療所の病床も地域医療計画の病床としてカウントされることとなり、病床機能報 告制度により有床診の病床の地域医療構想における役割を明確に示す必要が生じております。有床診 療所の病床を地域医療構想に的確に割り振り頂くにあたり、県医師会には県下の有床診療所の現状を 充分把握頂く必要がありますが、現時点において、県下有床診療所の状況を県医師会に伝えるシステ ムは存在しません。県医師会には病院を運営する理事は存在しても、有床診療所を運営する理事は存 在せず、県医師会の有床診担当者も、有床診関係者ではありません。現状では有床診の声を県医師会 が的確に行政に訴えることは困難と思われます。そこで、他の多くの県医師会では有床診療所への予 算化がなされ、県医師会内に有床診療所部会、および県有床診療所協議会事務局を設置して、有床診 の声に耳を傾け対策を講じる体制が確立されております。和歌山県医師会におきましても、和歌山県 有床診療所協議会事務局の設置を頂くことが出来ましたが、予算化が成されておらず、和歌山県有床 診療所協議会会員への案内状送付や講師依頼、郵便物の転送といった極めて限定的な援助に限定され ており、県下の有床診療所の現状を県医師会に把握頂くことはとても困難な状況にあります。和歌山 県には 21 年の歴史を持つ和歌山県有床診療所協議会が存在し、現在44名の会員を有しております が、平成6年の設立時から会員数は半減しており、このままでは、県医師会からも、県の地域医療構 想策定からも置き去りにされ、子や孫の代への有床診療所の継承はおろか、近く和歌山県下から有床 診療所は絶滅するものと危惧されます。

【要望内容】

有床診療所を営む事は医師に認められた権利であり、有床診療所を営む医師も病院や無床診療所の会員と同じ県医師会員です。和歌山県医師会で有床診療所対策の予算化を頂き、県下の有床診療所の現状把握と意見を集約し、和歌山県地域医療構想へ県下有床診療所の総意を反映できる体制の構築をお願い致します。和歌山県下に現存する有所診療所数は激減しており、たとえ県医師会内で予算化が成されたとしても、和歌山県医師会への多大なるご負担を強いるものではないと考え、以下の通り要望致します。

- (1) 有床診療所支援対策の為の県医師会での予算化を要望します。
- (2) 和歌山県医師会有床診療所部会の設立を要望します。

和県医発第950号 平成27年11月5日

田辺市医師会長
水 本 博 章 殿
和歌山県有床診療所協議会長
辻 興 殿

和歌山県医師会長 歌 寺 下 浩 彰

和歌山県医師会有床診療所部会設立の要望について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、田医第1046号、平成27年10月13日付けで要望のありました標記 の件について、和歌山県医師会三役会(会長・副会長)並びに和歌山県医師会理事 会に於いて検討させていただきました。その結果、下記のとおり回答申し上げます。

記

和歌山県医師会有床診療所部会の設立と予算化の要望について。

現在、和歌山県医師会病院部会は設立いたしておりますが、和歌山県病院協会独自で活動していただいており予算的並びに人的支援はいたしておりません。従いまして、和歌山県医師会有床診療所部会を設立いたしましても和歌山県医師会病院部会と同じ対応となり、和歌山県有床診療所協議会独自で活動していただくこととなり、予算的並びに人的支援は残念ながらいたしかねます。

なお、要望趣旨にありますように、地域医療構想並びに有床診療所の運営に関する問題点などについては、毎週木曜日午後2時より午後4時頃まで本会理事会を開催いたしておりますので、その席上にお越しいただき説明していただくか、または、書面でいただきますれば本会理事会で検討させていただきます。また、有床診療所の主担当理事として上林理事を、副担当理事として中谷理事を当てさせていただきます。今現在和歌山県医師会事務局がおこなっております事務につきましては、引き続きおこなわさせていただきます。

また、年に1回貴会役員と本会役員との懇談会を開催させていただこうかと考え ております。

田医 第1046号の2 平成27年11月 日

和歌山県医師会

会長 寺 下 浩 彰 様

田辺市医師会 会長 水 本 博 章 田辺市医師会有床診療所担当理事 和歌山県有床診療所協議会会長 辻 興

和歌山県医師会病院部会との公平性を期した「和歌山県 医師会有床診療所部会」設立の要望書(修正)

深秋の候、益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、田医第1046号、平成27年10月13日付け田辺市医師会長及び和歌山県有床診療所協議会長連名の要望につき、和歌山県医師会三役会、並びに和歌山県医師会理事会にて御審議を賜り、衷心より感謝申し上げます。また、地域医療構想並びに有床診療所運営上の問題点への御配慮、有床診療所主担当理事、副担当理事の配置、和歌山県医師会役員の皆様と当会役員との懇親会の御提案等、格別の御厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

【要望の趣旨】

和歌山県医師会内に有床診療所医師自らが参画、運営できる、和歌山県医師会の名を冠した有床診療所部会の設置は、それが事実上、和歌山県有床診療所協議会での活動であったとしても、県下での有床診療所活動上、対外的に強力な後ろ盾となり、県下有床診療所にとって極めて意義深いものであると確信しております。

この度、和歌山県医師会病院部会との公平性を危惧する貴会の御立場を尊重し、和歌山県医師会有床診療所部会設立の上で、貴会が提示された懸念事項「予算的並びに人的支援」の要望を取り下げ、和歌山県医師会病院部会との公平性を期した「和歌山県医師会有床診療所部会」設立の要望書(修正)を再提出致しますので、どうか御審議の程、宜しく御願い申し上げます。

【要望内容】

- (1) 和歌山県医師会病院部会と同様の対応での 「和歌山県医師会有床診療所部会」の設立を要望します。
- (2) 和歌山県医師会病院部会との公平性を期し「予算的並びに人的支援」の要望を取り下げます。

以上

がつ にち ゆうしょうしんりょうじょ ひ 12月4日は有床<u>診療所の日</u>

有床診療所は住民にとって気軽に 受診できる身近な入院施設であり、 「かかりつけ医」として地域に密着 した医療機関です。

問: 県有床診療所協議会 **☎**0739-22-0534

しめいてはいひぎしゃ 指名手配被疑者の 検挙にご協力を!!

11月を「全国指名手配被疑者の捜 査強化月間 | として、全国警察が総 力を挙げて追跡捜査を行い、被疑 者の早期検挙に取り組んでいます。 指名手配被疑者によく似た人を見 かけたといった情報など、どんな 些細なことでも結構ですので、警 察に通報してください。

問:県警察本部刑事企画課

2073-423-0110

インターネットの 個人情報に注意!

ネット掲示板などへ個人情報を発 信すると、世界中からその情報を 見られることになります。ネット 上の個人情報が悪用される場合が あるので、個人が特定できるよう な情報の安易な掲示や送信はやめ ましょう。

ネットに写真を掲示する場合は、 写真に位置情報が付けられている ものもあるので慎重に取り扱いま しょう。

問: 県警察本部生活環境課

2073-423-0110

11月8日は「いい歯の日」、 11月は「いい歯」の月間です

歯周病は歯を失う大きな原因です。 糖尿病や、動脈硬化などにも影響 があります。成人の80%がかかっ ているにも関わらず、自覚症状が 乏しいため、ほとんど気づかない うちに進行します。40・50・60・70 歳の方は無料で歯周疾患検診を受 けられます。詳しくはお住まいの 市町村まで。

問:県庁健康推進課



キャラクター 「歯みんぐ」

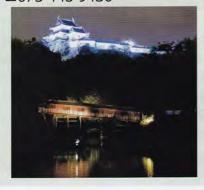
世界糖尿病デー記念事業 「和歌山城ブルーライトアップ」

11月14日は国連で「世界糖尿病 デートと定められており、糖尿病抑 制にむけた啓発活動が全国的に展 開されています。和歌山県では講 演会や世界糖尿病デーでのライト アップ事業を実施します。

時:11月14日(土)17:00~

問:県糖尿病啓発事業実行委員会

2073-445-9436



がつ にち けいりょうきねんぴ 11月1日は計量記念日 11月は計量強化月間です

電気・水道・ガスの使用量、食料品 の質量、ガソリンの給油量など、私 たちの生活ではさまざまな計量が 行われています。これらの計量器 は正確であり、正しく使われるこ とが重要です。

県では適正な計量器使用がなされ ているか検査を行っていますので、 ご協力をお願いします。

問: 県庁商工観光労働総務課

全国一斉「女性の人権ホットライン」

女性に対する暴力やストーカー、 セクハラなどの女性をめぐるさま ざまな悩み事、困りごとの相談を 受けるため、通常の受付時間を延 長するとともに土日も相談に応じ る「全国一斉『女性の人権ホットラ イン』強化週間」を実施

専用電話:0570-070-810

時:11月16~20日8:30~19:00 11月21-22日10:00~17:00

問:和歌山地方法務局·県人権擁護 委員連合会

☎073-422-5131

じょせいぎょうせいしょし 女性行政書士による 女性のための無料相談会

相談内容:相続・遺言・離婚・許認可 の手続きなど ※要予約

時:毎月第3月曜(祝日の場合は翌 週の月曜) 13:00~16:00

場:*県行政書士会(和歌山市)

間:会場 2073-432-9775

入試說明会

■ 11/14 · 12/5 (いずれも13時より)

個別相談随時受付中! 舞橋でお問い合わせください

慶風高校は 3年で**卒業** できます! 対象 中学3年生・過年度生

内容 学校説明・入学選抜方法と日程・体験学習・個別相談 場所 慶風高等学校 和歌山支援センター(和歌山市秋月198-6)

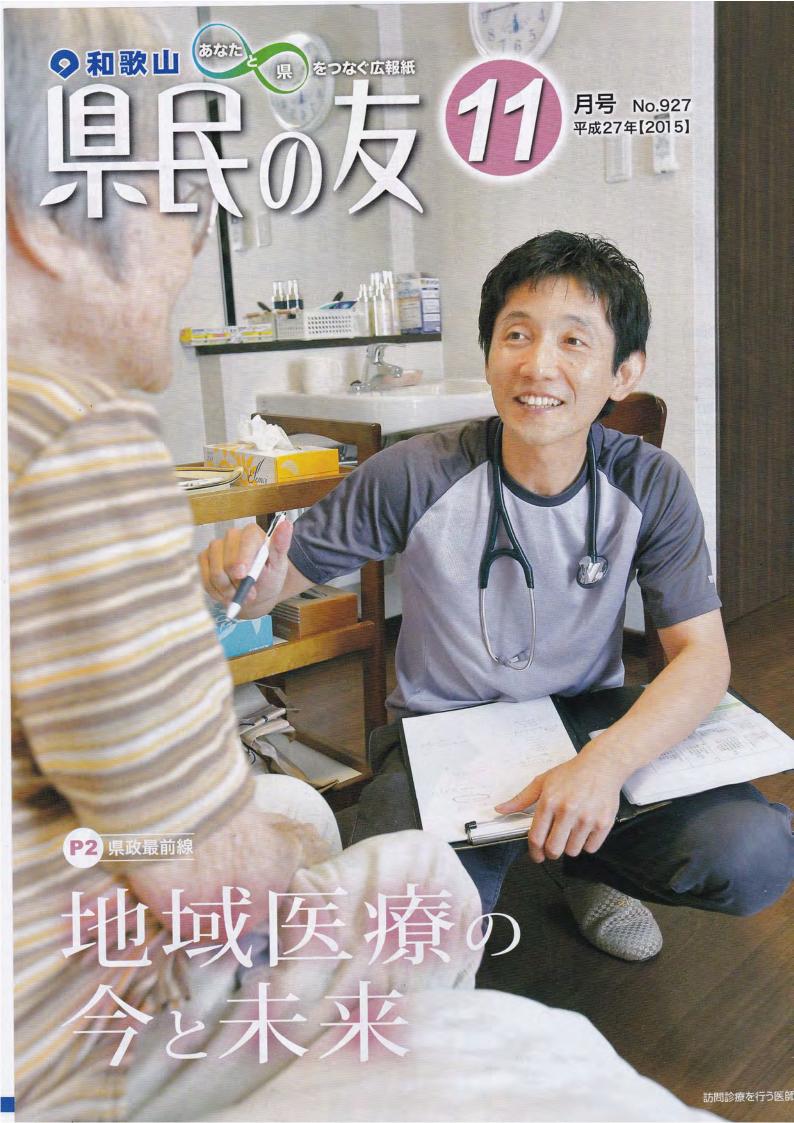
ニス・ゴルフ・クライミング競技] 等学校 TEL.073 (498) 0100 FAX.073 (474) 5156 和歌山支援センター

- 〒640-8322 和歌山市秋月198-6 TEL.073 (474) 2828





読者のお便り募ります





第12月4日* 有床診療所の日



「徳川實記」によると、

江戸時代の享保7年(1722年)12月4日、

八代将軍吉宗は貧困者の病気治療のため、小石川薬園内に

「小石川養生所」を作りました。

小説「赤ひげ診療譚」で知られる小石川養生所は、日本で初めて の「入院できる診療所」であり、江戸時代の有床診療所です。 現在「有床診療所」は全国各地に約 1 万施設存在し、 地域の医療を担っています。

和歌山県有床診療所協議会





和歌山 2073・433・1366 商島の対応を いるデンマー 威化する抗議 発信の必要 たな法整備 巡る世界情勢 ない産業。 世界に発 て捕鯨は 漁の正当 太地同様に 田辺 70739-81-3171 ナリ 高 関で貼り出しを始めた。

来月4日 療所

らないように線路にまく

す

満宮の祈禱を受けており、

同電

5

め

ない砂」をセットにした。

県協議会がポスター 由 来や役割説明

月4日)をPRするポスタ つくる県有床診療所協 A3判) 有床診療所の日」 協議会加盟の医療機 の医療機関45施設で を制作、 12 備えた、 足や施設の老朽化などから 施設があったが、 の医療機関。 全国にはかつて約2万 ッド数が19以下 協議会による 看護師一

減り続け、 現在では半減。

床診療所は入院設備を



設では、 を設置したことにちなんで あたる施設「小石川養生所 宗が1722年12月4日に れを休止しているという。 制定された。 江戸幕府8代将軍の徳川吉 県内 で貧困者の病気治療に 有床診療所の日」は、 も45施設のうち11 入院患者の受け 施

添えて説明。 来や有床診療所が地域医 ポスターでは記念日の由 翼を担っていることな カラーのイラスト 25日は海

潮岬

30

17

13

10

14

8

15

和歌山

Ç.

30

14

9

13

8

15

30

高野山

30

20

30

93

3

5

1

93

10

2枚が貼り出された。 築地の辻整形外科で、 付近や待合室にポス 副会長も務める同 寛理事長は

(一社)日本東洋医学会認定

漢方専門医 山本 昇吾

山本眼科

和歌山市手平1丁目5-29 2073 (423) 7905

> 山では、 けられる。 に密着しており必要 と話していた。 有床診療所は住民 県域が広 不可 和歌

> > 140%

大潮

あすのこよみ

11月27日

金曜日

旧暦10月16日

6:43

16:51

月齢 15.4

午前 午後 降水確率

西の風やや強く 北西の風やや強く暴

時 々雨波3m

29 (日)

るため制作されたポスター

で簡単な入院治療が受

北部

28 (土)

30(月)

最低

(金)

晴 波2

5 m

m

平成27年度 和歌山県有床診療所協議会 事業報告

(平成27年4月~平成28年3月)

※項目別・要点抜粋版

(敬称略)

I.地域医療構想関係

〇平成27年12月4日

「地域医療構想策定にあたっての和歌山県有床診療所協議会からの要望書」を田辺保健所より和歌山県医務課に提出。⇒ 【資料 1】

〇平成27年12月10日

県医務課の貴志幸生課長補佐様より電話連絡、要望書を各圏域検討会に提出し、議論したい との申し出あり、是非提出し議論頂く様依頼す。「協議の場」への直接参加、議論も勧めら れる。

〇平成28年1月4日

県医師会より第1回和歌山県地域保健医療協議会で活用する為の資料として和歌山県有床診療所協議会からの意見を求める「地域医療構想策定に関するアンケート調査について」がFAXにて届く。

〇平成28年1月5日

先に県医務課に提出した要望書を基に、県医師会からの「地域医療構想策定に関するアンケート調査について」に対し、回答作成し提出。

〇平成28年4月25日

「和歌山県地域医療構想(案)への要望」を和歌山県医務課に郵送にて提出。

⇒ 【資料2】

〇平成 28 年 5 月 27 日

県医務課の貴志様に電話にて「和有協より県医務課への地域医療構想実現への要望書 2016」の郵送での提出の可否を確認、貴志様宛てに郵送するよう許可頂き提出す。 ⇒ 【資料3】

今後の地域医療構想実現への「協議の場」構成員に有床診療所も入れて頂けるとの連絡あり。

〇平成28年7月13日

「和歌山県地域医療構想調整会議(協議の場)」への有床診療所参画への意見交換日時 平成28年7月13日 午後12時30分で場所 外科内科辻医院(和歌山県有床診療所協議会会員事務局) 出席者 県福祉保健部健康局医務課医療戦略推進班 貴志幸生課長補佐兼班長

出席者 県福祉保健部健康局医務課医療戦略推進班 貴志幸生課長補佐兼班長 県福祉保健部健康局医務課医療戦略推進班 狗巻裕己 主査 和歌山県有床診療所協議会 辻 興

各圏域で開催される地域医療構想実現への「協議の場」に全有床診療所が構成員として参画 することとなる。

貴志様より「有床診療所には『追い風』が吹いている」とのお言葉を頂く。

〇平成28年7月16日

和歌山県福祉保健部長より和有協会長宛に「和歌山県地域医療構想調整会議(「協議の場」) 設置にあたっての構成員について(依頼)(医 第07140001号:平成28年7月14日付)が郵送される(県医務課からの正式文書での参画依頼)。「有床診療所の代表者に参画頂きたい」旨の内容と、「各保健所より別途依頼する予定」との記載あり。⇒ 【資料4】 また医務課医療戦略推進班の貴志様、狗巻様より、「全ての有床診療所に参加依頼をさせていただくことから、「協議の場」構成員の「有床診療所(代表者)」という表現を「有床診療所 関係者」へと改めている旨の記載あり。⇒ 【資料5】

Ⅱ.県医師会関係

〇平成27年8月27日

和歌山県医師会 寺下浩彰 会長 より和歌山県有床診療所協議会 奥 篤 会長 に和歌山県有床診療所協議会事務局を設置頂ける旨のFAXが届く ⇒ 【資料 6】

(FAX内容:以下原文のまま)

和歌山県有床診療所協議会

(できること)

全国有床診療所連絡協議会総会案内
 (和歌山県有床診療所協議会の会員宛)

- 2. 和歌山県有床診療所協議会総会案内(会員宛)
- 3. 講師(講師依頼状)
- 4. 和歌山県有床診療所協議会事務所として郵便物を和歌山県有床診療所協議会会長へ転送

(できないこと)

- 1. 会員管理(入退会)
- 2. 経理

〇平成 27 年9月1日

和歌山県有床診療所協議会事務局を和歌山県医師会に設置

経理・会員管理を担う会員事務局はこれまで通り和有協会長の有床診療所(田辺市・外科内科)に設置

〇平成27年9月9日

和歌山県医師会寺下浩彰会長訪問挨拶

和歌山県医師会事務局訪問挨拶(三木荘吉事務局長、佐藤事務員)

〇平成27年9月25日

会長就任・退任の挨拶状送付計 33 名: 和歌山県医師会理事・監事、和歌山県郡市医師会長、和歌山県国会議員(総会参加頂いた方・祝電頂いた方)、日医総研江口成美氏

〇平成27年9月26日

田辺市•西牟婁郡地区和歌山県医師会移動懇談会

懇親会に参加された県医師会執行部役員(寺下浩彰会長、田村公之副会長、山田和毅副会長、 坂本健一理事、平石英三理事、榎本多津子理事、木下智弘理事、西口孝理事)に県医師会内 への有床診療所部会設立への協力を個別にお願いする。

田辺市医師会水本博章会長に田辺市医師会理事会から県医師会への有床診療所部会設立要 望書の提出の承諾を得る。

〇平成27年10月8日

田辺市医師会理事会において和歌山県医師会宛「和歌山県医師会有床診療所部会」設立要望 書提出につき全会一致で承認。

〇平成27年10月13日

田辺市医師会事務局より県医師会に田辺市医師会長、和歌山県有床診療所協議会会長連名の「和歌山県医師会有床診療所部会設立要望書」を提出。⇒ 【資料 7】

〇平成27年11月6日

平成27年11月5日付で和歌山県医師会より「有床診療所部会設立の要望」についての回答あり。⇒ 【資料8】

和歌山県医師会病院部会が設立されており、同部会に対し県医師会は予算的並びに人的支援はしていない為、有床診療所部会を設立しても病院部会と同じ対応になるとのこと。地域医療構想並びに有床診療所運営に関する問題点などについては毎週木曜日午後2時より午後4時頃まで開催している県医師会理事会に参加し説明するか、書面で提出すれば理事会で検討されるとのこと。有床診療所の主担当理事を上林雄史郎理事が、副担当理事を中谷剛理事が担って下さるとのこと。和歌山県医師会事務局が行っている事務については引き続き行って下さるとのこと。年1回県医師会役員と和有協役員との懇親会開催を検討下さるとのこと。

〇平成27年11月7日

「予算的、人的支援」を取り下げた「和歌山県医師会病院部会との公平性を期した和歌山県 医師会有床診療所部会設立の要望書(修正案)」の田辺市医師会理事会を通じての県医師会 への再提出につき役員にアンケート(FAX)実施。了承を得る。

〇平成27年11月12日

田辺市医師会11月定例理事会において、「和歌山県医師会病院部会との公平性を期した和歌山県医師会有床診療所部会設立の要望書(修正案)」の県医師会への提出について協議し、 全会一致で承認される。

〇平成27年11月16日

田辺市医師会より和歌山県医師会に「和歌山県医師会病院部会との公平性を期した和歌山

県医師会有床診療所部会設立の要望書(修正案)」を提出。⇒ 【資料 9】

〇平成27年11月19日

総会誌と共に、有床診療所部会設立の要望書(修正案)への御理解をお願いする手紙を県医師会会長、副会長、担当主理事、副理事、その他理事、監事、事務局長に送付。

〇平成27年12月24日

会員、及び県医師会会長、副会長、理事、監事、田辺市医師会に対し年賀状送付。

○平成28年2月25日

和歌山県医師会において県医師会有床診療所担当の上林雄史郎理事、会計担当の平石英三理事と和有協の辻 興の三者で有床診療所部会設立要望に関しての話し合いが持たれる。 県医師会に検討委員会を設置し引き続き検討する方針となる。

〇平成28年6月2日

和歌山県医師会 上林雄史郎担当理事より「和歌山県有床診療所協議会役員と本会担当役員との懇親会開催について」が FAX 送付される。同会への出席依頼の内容。

〇平成28年6月23日

「和歌山県医師会有床診療所担当役員と和歌山県有床診療所協議会役員との懇談会」 午後3時~4時15分が和歌山県民文化会館5階503号室で開催される。 出席者 和歌山県有床診療所協議会:辻 寛 副会長、児玉敏宏 副会長、辻 興 和歌山県医師会:上林雄史郎 理事、平石英三 理事

県医師会は「京都府医師会は有床診療所を無視しており、その理由は京都府医師会理事に病院関係者が多い為」との認識を示し、和歌山県医師会においても決議機関である理事会や代議員会に病院関係者が多いことを理由として、有床診療所部会設立要望を出すと、病院関係の代議員に却下され、否決される可能性があり、県医師会理事会の立場がなくなる為、議案は県医師会理事会からでなく、協議会で代議員を集めて提出してほしい旨の提案があった。

〇平成28年6月24日

児玉 敏宏 副会長より、「和歌山県医師会病院部会の中に有床診療所分科会を設置頂き、病院部会を通して行政に要望を提出する方法もある」と助言頂く。児玉先生より病院協会経由で相談頂くこともできるとのこと。病院協会による検閲がなされないか危惧するが、スタンスとしては病院との助け合い、共存を模索すべきで、児玉 敏宏 副会長にアプローチを依頼する。

〇平成28年7月23日

平成28年度第1回役員懇親会において

「県医師会への有床診療所部会設立要望に関しての今後の対応」を協議

6月23日に開催された和歌山県医師会理事と当協議会役員の懇談会で県医師会は「京都 府医師会は有床診療所を無視しており、その理由は京都府医師会理事に病院関係者が多い 為」との認識を示し、和歌山県医師会においても決議機関である理事会や代議員会に病院関 係者が多いことを理由として、有床診療所部会設立要望を出すと、病院関係の代議員に却下 され、否決される可能性があり、県医師会理事会の立場がなくなる為、議案は県医師会理事 会からでなく、協議会で代議員を集めて提出してほしい旨の提案があったが、この提案には 問題があり当協議会として受け入れ難い。大病院が多い京都と比べ和歌山県は有床診療所 が担う割合が多く、和歌山県医師会が京都と同じ行動を取ることは許されない。また、それ 以前に公平性を保てていない京都府医師会を引き合いに出すのは大問題である。会員に対 し平等であるべき和歌山県医師会が、その役員である病院関係者の利権を守る為に同じ病 床である有床診療所を差別するのは医師を代表する医師会の決議機関としては致命的な構 造欠陥があるといえる。その為、県医師会理事会が自ら公平性を保ち、会員である有床診療 所の声に平等に耳を傾け、県医師会において病院との均等を保つ上での有床診療所部会設 立の意義を代議員会で説明し、議案として提出する義務がある。病院部会と同等の有床診療 所部会設立に対し、費用的、人的援助は求めておらず、無床診療所の会員に一切負担を賭け ないこの議案が却下される場合、その理由は県医師会による病院関係役員の利権保護の為 に他ならず、不平等な会員対応を改めない場合、県医師会に対し強く抗議する必要がある。 特に、地域医療構想が策定され、今後病床削減が進む重要な時期において、県医師会が病院 と有床診療所を差別するのは大問題で、県医師会の対応への早急な是正を求める必要があ る。

Ⅲ.全国有床診療所連絡協議会関係

〇平成27年4月27日(月)

昨年度実施の『次期(平成28年度)診療報酬改定に対する要望項目』に関するアンケート調査結果を全国有床診療所連絡協議会へFAX

〇平成27年6月21日(日)

平成27年度全国有床診療所連絡協議会第1回役員会

場 所:東京国際フォーラム ガラス棟4階「G402号室」

出席者:奥 篤 先生

〇平成27年7月8日(水)

平成27年度第1回全国有床診療所連絡協議会役員会についての報告事項FAX

〇平成27年7月25日(土)、26日(日)

第28回 全国有床診療所連絡協議会総会 茨城大会及び第2回役員会

場 所:水戸プラザホテル 出席者: 奥 篤 会長、辻 興

○平成27年8月28日(金)

全国有床より『道県有床診アンケート・県医師会との関係について』のアンケート調査 依頼あり、実施し全国有床診療所連絡協議会へFAX

〇平成27年12月6日(日)

「平成27年度第3回全国有床診療所連絡協議会役員会」

場 所:東京国際フォーラム ガラス棟4F「G402号室」

出席者: 计 興

「明日の有床診療所を考える会」講演会:全国有床診療所連絡協議会と日本臨床整形外科学 会有床診療所部会共催

場所:ステーションコンファレンス東京

出席者: 辻 興

〇平成28年3月15日(土)

「第29回全国有床診療所連絡協議会静岡大会」参加予定者を会員事務局で取りまとめ、和 歌山県医師会事務局へ提出。和歌山県医師会より静岡大会事務局へ回答。

〇平成28年4月22日

全国有床診療所連絡協議会より「平成28年度熊本地震支援金」の振り込み依頼が和有協にあり、和有協役員に緊急アンケートを実施し、前回、東日本大震災時と同様、和有協会員個々に全国有床診療所連絡協議会の口座に支援金を振り込むこととなる。全会員に支援金振り込み依頼をFAX送信する。

〇平成28年5月9日

全国有床診療所連絡協議会よりアンケート回答依頼あり

- 1) 地域医療構想策定への和歌山県有床診療所協議会の関与の有無について
- 2) スプリンクラー設置状況について

〇平成28年5月10日

和歌山県有床診療所協議会全会員に対し、スプリンクラー設置状況についてのアンケート送付す。

〇平成 28 年 5 月 13 日

和有協会員へのスプリンクラー設置状況アンケートに対し、設置義務のない産婦人科有床診の申請方法がわからないとの意見あり、産婦人科担当の粉川副会長に回答頂く。

〇平成 28 年 5 月 14 日

和有協会員へのスプリンクラー設置状況アンケート結果に基づき、全有協からのアンケートに回答しFAX 返答する。

〇平成28年6月12日

「平成28年度第1回全国有床診療所連絡協議会役員会」

場 所:東京国際フォーラム ガラス棟4F「G402号室」

出席者: 辻 興

平成28年度熊本地震被災有床診療所への支援金は6/1 現在、全国有床診療所連絡協議会から631万2千円、和歌山県有床診療所協議会会員から16万円(近畿では滋賀県18万円に次いで2位)。

〇平成28年7月30日

「平成28年度第2回全国有床診療所連絡協議会役員会」

場所:ホテルセンチュリー静岡 5F「センチュリールーム」

出席者: 辻 興

○平成28年7月30日・31日

「第29回全国有床診療所連絡協議会・静岡大会」

主催 静岡県有床診療所協議会・静岡県医師会

会 場:ホテルセンチュリー静岡

出席者: 辻 寛副会長御夫妻、児玉 敏宏副会長、辻 興

懇親会において日医総研研究部専門部長の江口成美先生と全国有床診療所連絡協議会の鹿子生健一会長に、和歌山県医師会内に病院部会が存在する為、有床診療所部会も設立頂く様要望書を提出するも、県医師会内病院関係役員の反対を理由に県医師会は設立に否定的な現状を報告し、日医や全有協など中央から地方医師会に有床診療所に積極的な協力を促して頂きたいと直訴した。

全国有床診療所連絡協議会が法人格を持たない理由を全有協の鹿子生健一会長に質問したところ、日医が厚労省へのパイプラインとしてしっかり機能している為、必要性を感じないとの事。和歌山県では和歌山県医師会があまり行政とのパイプラインとしてしっかり機能していない為、和歌山県有床診療所協議会が直接県医務課に要望を提出する必要があり、任意団体では発言権が乏しいので法人格獲得を目指している旨を伝えた。

Ⅳ.和歌山県有床診療所協議会会員 • 経理関係

〇平成27年4月20日(月)

平成26年度『第20回和歌山県有床診療所協議会総会ならびに講演会』小冊子及び 『消防法改正に伴うスプリンクラー等設置事業』に関する資料の各会員への郵送

〇平成27年7月13日(月)

田辺市A会員 辻内科医院 辻 薫 先生が病床閉鎖にて7月にて退会 現時点会員数 A会員33名、B会員11名、合計44名

〇平成27年7月16日(木)

平成27年度第1回和歌山県有床診療所協議会役員会

場 所:ホテルグランヴィア和歌山

出席者:青木 畝 名誉会長、奥 篤 会長、辻 寛 先生、武用 瀧彦 先生 辻 興

〇平成27年8月29日(土)

平成27年度 第21回和歌山県有床診療所協議会総会及び情報交換会

場 所:ホテルグランヴィア和歌山6階『アクア・グラン及びメゾン・グラン』

来賓者数・・・・・10名

会員等出席者数•••59名

総出席者数 • • • • 69 名

〇平成27年9月1日(火)

平成27年度新規役員(平成27年9月1日付)

名誉会長:青木 敏

会長: 计 興

副会長: 粉川信義、辻 寛、橋本忠明

理事: 奥 篤、榎本 修、勝田 仁康、木下欣也、辻村武文、長雄好昭、武用瀧彦、丸笹

雄一郎

監事:宮本克之

〇平成27年9月3日(木)

紀の川市 奥クリニックにて会長業務、事務局業務の申し送り 会員事務局を田辺市・外科内科辻医院に設置。

〇平成27年9月7日(月)

橋本忠明副会長より役員退任依頼あり了承。B会員継続。

〇平成27年10月24日(土)

平成27年度新規役員会開催

出席者:青木 敏名誉会長、奥 篤前会長、粉川信義副会長、

辻 寛副会長、宮本克之監事、勝田仁康理事、児玉敏宏理事、辻 興

協議事項

(1) 会費について

平成28年度よりA会員の年会費4万円に引き上げとなる(全国有床診療所連絡協議会2万円、和歌山県有床診療所協議会2万円)

(2) 会則変更について

会則変更:副会長若干名、A会員会費4万円

(3) 役員について

勝田仁康理事、副会長就任

児玉敏宏先生、理事就任

- (4) 平成28年度和有協総会について 日程、会場、講演会、役割分担等協議
- (5)「有床診療所の日」啓蒙活動について 注 寛副会長に読売新聞に働きかけ頂く
- (6) 青木敏初代会長、奥 篤前会長へ感謝状贈呈

〇平成27年10月26日(月)

新宮市・味八木保雄先生(B会員)、退会される

現時点会員数 A会員33名、B会員10名、合計43名

〇平成27年10月28日(水)

A会員全員に平成28年度からのA会員会費引き上げの「お願い」と、引き上げの返信用「依頼書」及び返信用封筒を送付。全会員より会費引き上げの承諾を得る。

〇平成27年11月19日(金) 総会誌を全会員に送付。

〇平成27年12月3日(木)

三役会開催

協議事項

(1) 児玉敏宏理事、副会長就任。

- (2)役員の役割分担について
- (3)「地域医療構想策定にあたっての和歌山県有床診療所協議会からの要望書」 田辺保健所から提出することとなる。
- (4)和有協総会について
- (5) 県医師会有床診療所部会設立要望について
- 三役知り合いの代議員にお声をお掛け頂く

〇平成27年12月11日(金)

児玉敏宏副会長推薦にてA会員の宇治田卓司先生、理事に就任

〇平成27年12月19日(土)

児玉敏宏副会長推薦で和歌山市の紀泉KDクリニック大谷晴久院長がA会員に入会。

現時点会員数 A会員34名、B会員10名、合計44名

〇平成28年1月12日(火)

岩出市の仲井間医院(仲井間憲要先生)・B会員が、同日付で無床診療所となり同日付で退会される。

現時点会員数 A会員34名、B会員9名、合計43名

〇平成28年1月23日

粉川信義副会長推薦にてA会員の北山俊也先生、理事に就任。

〇平成28年2月15日(月)

日本医師会からの2月3日付通知「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する告示の公布について」及び2月4日付通知「建築基準法に基づく定期報告制度の見直しについて」を和歌山県医師会事務局より全会員に送付。

〇平成28年4月1日(金)

「第21回和有協総会誌」を祝辞頂いた国会議員(世耕弘成氏、門 博文氏、岸本周平氏)に送付。

〇平成28年4月8日

平成27年度和有協会計監査を営本克之監事に依頼。4月16日承認される。

○平成28年4月16日

「平成28年度第1回三役会」開催

参加者: 粉川信義副会長、辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、 宮本克之監事、辻 興

(1)和歌山県有床診療所部会設立検討委員会に参加する和有協側委員の選出について

三役:会長・副会長・監事が委員就任

- (2)和有協役員の役割分担について
- (3)第22回和歌山県有床診療所協議会総会、講演会、情報交換会について
- (4)平成28年度事業計画(案)について
- (5)「和歌山県有床診療所協議会からの地域医療構想への要望 2016」について
- (6)和歌山県有床診療所協議会の法人化の検討について
- (7)「和歌山県地域医療構想(案)への要望」について

和歌山県医務課に提出することとなる。

〇平成28年4月20日

児玉敏宏副会長推薦で和歌山市の医療法人甃友会やまもとクリニックの中井甃理事長が4月20日付でA会員入会される。

現時点会員数 A会員35名、B会員9名、合計44名

〇平成 28 年 5 月 11 日

紀の川市の近藤医院(近藤 和先生)・B会員が、平成27年3月末で有床診療所中止届を保健所に提出済みで、当協議会の退会手続きを忘れていたとの連絡あり、平成28年度会費請求の関係から平成28年3月末日付での退会とする。

現時点会員数 A会員35名、B会員8名、合計43名

〇平成28年7月2日

平成 28 年度第 2 回三役会開催

参加者: 注 寬副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、粉川信義副会長、辻 興協議事項

- (1) 和歌山県医師会内への有床診療所部会設置の検討
- 引き続き県医師会理事会経由での代議員会への設立要望の議案提出を求める。
- (2) 有床診療所部会設立が認められない場合の県医師会への対応

有床診療所部会設置がどうしても認められない場合、以下の要望を県医師会担当役員との 懇親会で提出予定。

「有床診療所部会設置が認められない場合の県医師会への要望」

和歌山県有床診療所協議会からの行政への要望書提出に際し、

- ①県医師会会長の連名を御認め頂く事。
- ②和歌山県有床診療所協議会から行政への要望書提出時の県医師会への窓口として、県医

師会有床診療所担当理事を常時設置し、明示頂く事。

以上2点を書面にて約束頂く事を要望。

また、有床診療所部会設立を認めない場合、県医師会が病院部会存続を認め続けるのは県医師会の「基本的に診療科毎の部会しか認めない」という現在のスタンスと矛盾しており、同じ会員である有床診療所に対して公平性に欠く為、早急な是正を要望。

(3) 当協議会の法人化の検討

今後、和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化を目指すこととなる。

- (4) 平成28年度第1回和有協役員懇親会について
- (5) 平成28年度和有協総会・講演会・情報交換会における各診療所スタッフ役割分担について
- (6) 平成 28 年度 和歌山県有床診療所協議会 事業計画(改定案)
- (7) 監事1名欠員について(定員2名)

〇平成 28 年 7 月 4 日

和歌山県医師信用金庫より、日高郡の寺田医院が口座を閉鎖していると連絡あり、確認をとったところ寺田泰治先生が亡くなられて、閉院されたとのこと。会費の問題があり平成28年3月31日付での退会とす。

現時点会員数 A会員35名、B会員7名、合計42名

〇平成28年7月8日

粉川信義副会長推薦にて、濱田寛子先生、理事就任

〇平成28年7月23日

「平成28年度第1回役員懇親会」が勝田仁康副会長企画にて開催される。

参加者:勝田仁康副会長御夫妻、辻 寛副会長御夫妻、児玉敏宏副会長御夫妻、粉川信義副会長御夫妻、 辻 興

会名: Wakayama 有診「Chapel Concert & Dinner」

会場:和歌山マリーナシティホテル

日時: 平成28年7月23日(土): PM6時にチャペル集合

コンサート (チャペル) PM6 時~

ディナー(バンケットホール「ことのうら」)PM7 時 $^{\sim}$

〇平成28年8月27日

「平成28年度第22回和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」 会場 和歌山市医師会大会議室・オテルドヨシノ

V.有床診療所広報関係

〇平成27年9月6日(日)

県庁広報課「県民の友」に、12月4日の「有床診療所の日」の周知活動協力依頼(メール)。

〇平成27年9月9日(水)

県庁広報「課県民の友」担当(窓口は医務課医事調整班)より11月号に「有床診療所の日」の記事掲載頂けると返事あり。来年以降も掲載を希望。⇒ 【資料10】

〇平成27年9月27日(日)

「わかやま医療情報ネット」で有床診療所が検索できるようメールにて依頼。

〇平成27年9月28日(月)

和歌山県医務課「わかやま医療情報ネット」担当者より電話

予算の関係ですぐには無理だが、「わかやま医療情報ネット」での有床診療所検索を検討下 さるとの返事。

和歌山県医師会長からの通知「在宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適応について」を県医師会事務局から会員へ郵送。

〇平成27年11月5日(木)

グーグルマップにおいて、有床診療所のみ医療機関マークが付けられておらず、医療機関と して認知されにくい問題について、グーグル社にメールにて改善を依頼するも、返答なし。

〇平成27年11月9日(月)

和県医発第965号「消防用設備等に係る執務資料の送付について(住宅部分の面積の考え方)」を県医師会事務局より全会員に送付す。

〇平成27年11月25日(水)

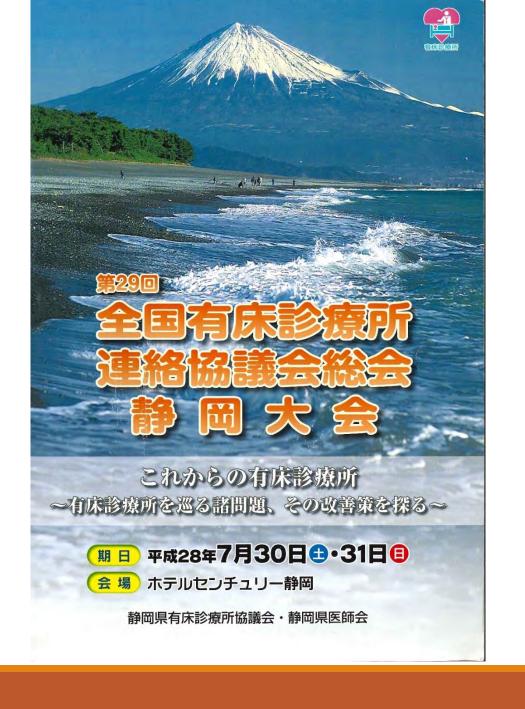
辻 寛副会長が読売新聞記者に働きかけを行い、11月26日付の読売新聞朝刊・和歌山欄 に「有床診療所の日」記事の掲載が決定する。

辻 寛副会長自費製作の「有床診療所の日・ポスター(A4)」を全会員分無償で提供下さることとなる。当日各診療所で掲示して啓蒙活動を行う為、会員事務局より全会員に配布(郵送)。⇒ 【資料 11】

〇平成27年11月26日(木)

読売新聞朝刊・和歌山欄に「有床診療所の日」記事掲載される。

⇒ 【資料 12】



報告者 医療法人 同仁会 辻整形外科 理事長 辻 寛





(前)有診会長 全国有診会長

葉梨 之紀 鹿子生 健一



日本医師会 副会長 中川 俊男 大分県医師会 会長 近藤 稔 静岡県医師会 会長 篠原 彰



第24回 参議院議員選挙 (7月10日)

21万票初当選

自見はなこ議員

報告I

「平成27年度日本医師会





報告者 平成26·27年度 日本医師会有床診療所委員会委員長 岐阜県医師会会長 小林 博

報告Ⅱ

「地域における有床診療所への期待」



報告者 日本医師会総合政策研究機構(日医総研) 研究部専門部長 江口 成美

講演I

「今後の社会保障について

~地域医療構想を中心として



有床診療所への期待~」

講師 厚生労働省 医政局長 神田 裕二

講演Ⅱ

「健康長寿社会に向けた



日本医師会の医療政策」

講師
公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武

全国有床診療所連絡協議会

総会まとめ

①有診とは

終戦直後、病院のベッド数の絶対不足に対処する為GHQが新設 1948年(昭和23年)19床のベッドを備える診療所が設置された

- ・患者にとって身近な入院施設として地域医療の 中核として大きな役割を果たしてきた
- ・勤務医時代に培った技術を生かし医療設備も充実し 病院の技能を補完し患者が病院に集中するのを防ぐ 役割も果たしている
- ・介護面でもショートステイや往診ターミナルケア等 幅広いサービスを提供している



有診は地域に密着した小規模多機能入院施設として外来、入院、在宅医療、終末期医療から看取りまで 提供できる最高のかかりつけ医である



住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように取り組む



②地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となると2025年を目途に重度の要介護状態となっても慣れた地域で人生を最後まで続けることが出来るよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現

今後、認知症高齢者の増加が見込まれ 認知症高齢者の地域での生活を支える 地域包括ケアシステムの構築が重要

1. 2025年に向けてのシームレス(継ぎ目のない)なシステム



医師を中心とした医療関係者の強力が不可決 かかりつけ医が中心となりリーダーシップを発揮しなければ成立しない

残念ながら

医師の在宅医療への関心の低さがある

弁解すると

- ほとんどの医師が手一杯の状態で日常診療をこなしている
- 在宅に取り組む余裕がない

これからは医療・介護は両輪であり一輪車よりも、転ばない二輪車を

「地域包括ケアシステムにおける有床診療所の役割」

H26.6月 第6次医療法改正において(第30条の7) 有床診療所が果たすべき機能が書き込まれました

患者の住み慣れた地域で必要な医療の確保を前程条件として



病院退院後の患者への対応 在宅患者への医療 急変時の入院



特に在宅医療を確保する為の地域包括ケアシステムにおける有床診療所の立場が重要になる

③地域医療構想

人口ピラミッドの変化

1990胴上げ型

2025かご担ぎ型



1/5人





1/3人



1/2人

2060おんぶ型



1/1人

65歳(高齢者)/20~64歳(生産年齢人口)

75歳以上になると

医療費・介護給付費は大幅に高くなる

2014 医療(1人当り国民医療費国庫負担)・介護(介護給付費)

64歳以下 20万円

65~74歳 50万円 1.4万円

75歳以上 100万円 13万円

70歳以上(2000万人) 医療費の1/2(20兆円)

年金 54兆円 医療 40兆円 介護 8兆円

lacksquare

2025 60兆円 60兆円 20兆円

☆このような状況を受け病床を機能別に区分 ☆区分ごとの必要数を整備する(都道府県の役割を強化)

2014年度より病床機能報告制度導入 病床機能

- ①高度急性期
- ②急性期
- ③回復期
- 4慢性期

- ※各、病院から現在の機能を都道府県に報告
- ※病院の自主的な病床転換を促す
- ※15年度以降に地域医療ビジョンを策定



病院間の"協議の場"で話し合い、転換を求める

(必要な改修費、設備費は14年度の消費税分を充てている)

日本の病床は

2013(135万床)

一般病床 100万床

療養病床 35万床 機能報告後 (2014)

高度急性期 19万床 急性期 58万床 回復期 11万床 慢性期 35万床

2025年(115万床)



和歌山県地域医療構想

総人口

2016 約96万人

総人口

2025

87万人

病床数

約12,500床

病床数

約9,500床

(一3,000床)

必要に応じて適正配置

需要が高まるリハビリ、在宅医療への体制を整備





和歌山県病床

現在(12,500床)

一般病床

療養病床

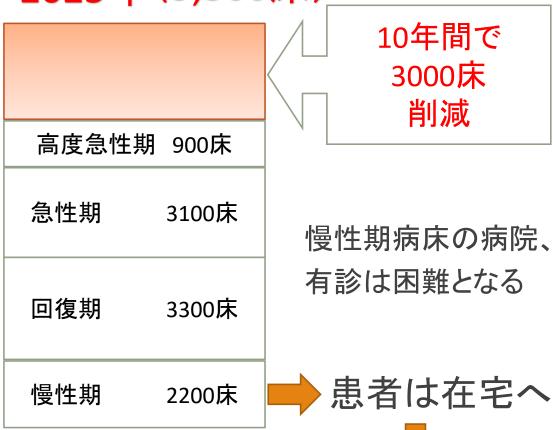
機能報告後(2014)

高度急性期 1,700床 急性期 6,000床 回復期 1,200床

3,600床

慢性期

2025年(9,500床)



医療・介護難民3,500人

4有診の課題

地域における有床診療所への期待

•H28年度 診療報酬改定は 病床の機能分化の推進 かかりつけ医のさらなる評価 在宅医療の評価の見直し 少ない財源の中で 僅かに評価され期待されている



超高齢化社会に向けて

医療提供体制の整備を加速させる必要がある



有床診療所の施設数は、すでに8000施設

直近の統計

7740施設

H28年3月 55施設 (422床)

4月 26施設 (253床)



減少した

理由

- 1. 看護職員が確保できない
- 2. 医師(高齢化)への24時間対応の負担
- 3. 入院患者の減少
- 4. 医療収益の低下と医療費用の増加(収支は2年前より悪化)



人件費の上昇

地域や診療科による違いは有るが、 さまざまな課題を抱えている

- ・入院患者 外来患者ともに減少
- 人件費率が増大



- 全体の32%の施設が赤字



有床診療所の機能を地域で利用していく為には抜本的な改革が必要とされている

1. 看護職員の確保



- -病院では医療従事者の負担軽減が進められている
- •有診では夜勤回数はもとより1名で対応することの精神的負担が大きい

上記の様な勤務環境の水準が上がらないと 看護職員の病院志向がいっそう強まる



職場として…より魅力的な施設となることが求められる

2.医師の勤務負担軽減には

・複数医師の確保が必要となる 現在2人未満の施設は約半数



地域の医療機関同士の連携



行政からの多大な財源充填が必要



3.入院患者の減少について

- ・地域医療構想のなかで有診の立ち位置をしっかり示していく
- •病院•介護施設•患者•行政に対し



どの様な医療・介護を提供しているか 見える化する事が重要

4.ショートステイとしての利用療養病床の在り方

平成30年に向けての構想が進められる

①医療介護提供体制の再構築





有床診療所の機能を強化すれば 身近なかかりつけ医による入院医療を低価格で受けられ 介護サービスとの橋渡しも円滑に行うことが出来る

有診のあり方

外来・在宅医療に加え入院医療も提供できる最高のかかりつけ医

有診の規定が追加

- 1.病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡しとしての機能
- 2.専門医療を担って病院の役割を補完する機能
- 3.緊急時に対応する医療機能
- 4.在宅医療の拠点としての機能
- 5.終末期医療を担う機能

これからは高齢者の増大(レスパイトのニーズが高くなる)

- ・ショートステイ
- 増大する回復期 慢性期患者の受入れ

身近な専門医の必要性

•眼科•整形外科•産婦人科•外科

有診の場合患者の経済的負担が低く国全体としても医療費の節減につながる

患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことが出来る様

地域住民の期待に応え

若いドクターが継承していく

魅力的な施設を目指してほしい



ご静聴ありがとうございました

第29回全国有床診療所連絡協議会総会・第2日目報告

報告担当:児玉 敏宏 副会長

平成 28 年 7 月 31 日

「全国有床診療所連絡協議会総会・シンポジウム」

●静岡県における有診の現状と課題

静岡県内に有診は 235 あり、管理者の平均年齢は 62.5 歳と高齢化を認める。 診療科は産婦人科 33%、内科 20%、眼科 15%、外科 7%、整形外科 5%。 休眠病床は管理者が 75 歳以上の診療所において休眠病床の割合が高いが、50 歳代後半の診療所の半数に休眠病床があるとの事でした。

過去 1 年間の病床稼働率は約 7 割の診療所が病床稼働率 50%未満で、その半数に 25%未満と空きベッドが多く見られた。

在宅医療は54%の診療所で実施している。

診療所の継承に関して、病床の増床、維持が24%、無床化、閉院が7%、不明が21%と維持の難しさが際立つ結果となった。

また、継承の予定がある診療所や無床化、閉院を防止するために必要とする支援はいずれも、夜間、休日の看護師確保に係る助成や病室整備に対する助成が主であった。

今後の有診のあり方として、眼科、産婦人科の様に専門に特化するか、幅広い疾患に対応し応急入院やレスパイト入院にも対応していく必要があるが、いずれにしても看護師の確保が課題である。

総括として今回の地域包括システムに有診の役割は大きく、ほぼ在宅、時々入院に必要なツールの一つとなりえると思われ、有診は地域医療構想を実現していくためには必要不可欠なものと報告された。

●その後、産婦人科、眼科、外科、内科と個々に発表がありましたが、要約しますと、看護職員の不足、特に休日、夜間をになう看護師、助産師、入院基本料の改善、管理規制の緩和などの必要性を訴えた上で、専門医療の導入、後方病床としての活用、在宅医療の支援、レスパイト入院、介護など多機能分野の連携を深めていく事による有床の活用を推進する事が重要であるという趣旨でした。

●私個人的には、診療科が内科ですので、今後在宅、介護への積極的介入、ディサービスやレスパイトケアの導入が必要かと思う。また、高齢化にて増加が予想されるフレイルやサルコペニアの防止をとして運動療法、食事指導の充実をはかる事で地域との連携を深めていきたいと考えている。

会計報告

会計期間 平成27年4月1日~平成28年3月31日

	合計	1,425,685		
平成28年3月31日現在	和歌山県医師信	692,000		
残高 平成28年3月31日現在				
다 수				
	合計	1,534,803		
	雑費	(振込手数料)	2,512	
	交際費	(古家学氏 出演料·花束代)	67,960	
	会費	(全国有床診療所連絡協議会へ 44名分)	770,000	
	通信費	(切手代)	60,699	
	事務消耗品費	(コピー代)	50,491	
*	会議費	(総会・役員会)	583,141	
支出の部				
	合計		2,960,488	
平成28年2月16日	会費収入	25,000×1名	25,000	
平成27年6月22日	会費収入	25,000×34名、15,000×11名	1,015,000	
平成27年5月22日	広告収入		30,000	
	利息 (平成27年8月、平成28年2月)		353	
平成26年4月1日	前期繰越	480,383		
	利息 (平)	169		
平成26年4月1日	前期繰越	紀陽銀行	1,409,583	
収入の部				

会計監査

平成27年度の会計監査の結果、適正に処理されていたことを認めます。

平成分年 午月 /2日

和歌山県有床診療所協議会 監事

宿本支之 ②⑩

平成 28 年度 和歌山県有床診療所協議会 事業計画

- 1. 県下唯一の有床診療所関連団体として、県下有床診療所の一致団結を促し、 有床診療所への積極的支援と情報提供、意見集約を行い、行政への働きかけ を行なう。そして有床診療所の更なる病床機能向上、防災対策の充実に努め、 安心の医療が提供される環境実現を目指す。
- 2. 次世代に継承・永続可能な有床診療所の経営環境実現を目指し、有床診療所 病床が果たしている病床機能に相応しい入院基本料や加算、算定要件獲得を 求める。有床診療所入院基本料が、介護施設入所報酬よりも安く抑えられて いる現状の見直しを求め、最低1万円以上への引き上げを求める。
- 3. 地域医療構想実現に向け、県医務課や県医師会との連携強化に努め、病院とは異なる有床診療所特有の5つの病床機能の理解を促し、医療政策上の有効活用を促進する。その為の県医療行政への恒常的な交渉ルートとして、県医師会内部に有床診療所部会等の設置を働きかける。また、行政との交渉力強化の為、当協議会の法人格取得を目指す。
- 4. 県民や行政に有床診療所への理解を深めて頂く為に、12月4日の「有床診療所の日」記念行事やウェブ配信を用い、積極的な広報活動を行う。

Ⅱ.講演会

【講師】風神 正典 先生 【座長】児玉 敏宏 副会長

有床診療所のこれからの事業展開

税理士法人 風神会計事務所代表社員 税理士 風神正典

チャールズ・ダーウィンの言葉

最も強いものが生き残るのではなく、最も賢いものが生き延びるでもない。

唯一生き残るのは、変化できるも のである。

1.将来推計人口(和歌山県)

年齡階層	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口 (0~14歳)	128,322	113,332	99,751	87,991	78,278	72,035	67,399
生産年齢人口1 (15歳~39歳)	257,417	227,933	210,657	196,931	184,961	169,156	149,778
生産年齢人口2 (40歳~64歳)	342,238	319,547	299,346	281,354	259,957	239,358	215,382
高齢者人口 (65歳以上)	274,193	300,566	307,484	302,906	296,484	288,879	286,868
後期高齢者人口 (75歳以上=再掲	140,780	152,537	165,419	183,735	185,902	179,245	173,248
総人口	1,002,198	961,378	917,238	869,182	819,680	769,428	719,427

地域医療情報システム(日本医師会)より

2.和歌山県における医療介護需要予測

年度		2015	2020	2025	2030	2035	2040
医療	和歌山	103	103	101	98	94	91
	全国	107	111	112	112	110	109
介護	和歌山	108	116	125	126	122	118
	全国	115	129	146	151	150	149

医療介護需要予測 各年の需要量を以下で計算し、2010年の介護需要量=100として指数化 各年の医療需要量=~14歳×0.6+15~39歳×0.4+40~64歳×1.0+65~74歳×2.3+75歳~×3.9 各年の介護需要量=40~64歳×1.0+65~74歳×9.7+75歳~×87.3

- 3.和歌山県地域医療構想
- (1)地域医療構想の策定
- 〇今後、人口減少に加えて人口構造が変遷していく中で、地域医療に関しては、単なる量的な管理だけではなく、「治す医療」のみにとどまらない「治し、支える医療」への質的転換が求められる。
- 〇地域医療構想を策定するにあたっては、「①病床の機能分化及び連携の推進」「②在宅医療の充実」「③医療従事者の確保・養成」

- (2)和歌山県における受療動向等について
- 〇平成25年度の「NDBのレセプトデーター」によると、県内二次保健医療圏の入院患者の動向は、総じて、医療施設が集中している和歌山保健医療圏に入院患者が集中する傾向にあり、とりわけ、那賀・有田保健医療機関から和歌山保健医療機関への患者流出が見られます。
- 〇また橋本保健医療圏では、奈良県(南和圏駅域)から患者 流入が見られ、大阪府(南河内圏域)への患者流出が見られ る状況にあります。
- 〇一方、御坊・田辺・新宮保健医療圏においても、それぞれ隣接する圏域を中心として患者流出入が見られるところであり、新宮圏域においては隣接する三重県(東紀州圏域)から患者流入が見られます。

- 1.シルバー30年変化のポイント
- 博報堂生活総合研究所
- ○1986年から30年間にわたり60歳から74歳を対象 に調査
- 〇調査時期2016年2月24日~3月22日
- 〇調査地域は首都40km圏
- 〇調査人数 首都圏700人

- 2.調査結果
- (1)60歳を超えても、まだまだ長く生きる自覚がある
- 〇「希望寿命」は4年伸びて84歳に
- 〇気持ち年齢は、「実年年齢-14歳」
- ○団塊世代は「体力もあるし、気持ちも若い」
- 〇半数以上の人が60代を新たな出発の時期と捉えている

- (2)生活の見通しは暗い。欲しいものは「幸せ」より「お金」
- 〇約半数が「先の見通しは暗いと回答」
- 〇1ヶ月のお小遣いも、30年前以下の水準に
- ○欲しいものは、「お金」が「幸せ」を上回る

- (3)長い老後を見据えた3つのシフト ~気負わない、頼らない、退かない~
- 〇気負わない~肩の力を抜いて、ほどほどに~
- ○頼らない~家族に依存せず、どんどん自立~
- ○退かない~頭も身体も、まだまだ現役~

有床診療所の機能

- 1.医療提供体制改革の柱
- 〇在宅医療の推進
- ○病床機能の分化・連携
- 〇地域包括ケアシステム推進
- 〇かかりつけ医機能の強化

- 2.有床診療所の5つの機能
- (1)早期退院患者の受け渡し
- (2)専門医療の実践と病院の補完
- (3)緊急時に対応する医療機能
- (4)在宅医療の拠点としての機能
- (5)終末医療を担う機能

- 3. 高齢社会の中の有床診療所
- (1)小回りがきき、病院や在宅からの患者の受け入れを タイムリーに行うことができる。
- (2)医師がかかりつけ医として患者への全人的な医療を 提供することができる。
- (3)居住地に近い場所で患者や家族にとって安心である。
- (4)患者の病態に応じて病床を柔軟に利用できる。
- (5)介護のショートステイとしても利用可能。

- 4.院長が考える「自院の入院医療が果たす役割」(複数回答)
- (1)大都市部
- かかりつけ医機能44.1%⇒専門性の高い手術41.9%⇒地域患 者の受け皿22.3%
- (2)郊外•中規模都市
- かかりつけ医機能54.3%⇒専門性の高い手術33.4%⇒地域患者の受け皿30.5%
- (3)小規模都市•町村
- かかりつけ医機能57.6%⇒地域患者の受け皿28.6%⇒専門性 の高い手術25.5%
- (4)農村・山間部、へき地・離島
- かかりつけ医機能68.8%⇒地域の数少ない入院施設27.0%⇒地域患者の受け皿24.1%

有床診療所の機能

- 5. 患者からみた有床診療所(複数回答)
- (1)有床診療所への入院理由
- かかりつけ医がいる42.4%⇒近隣である31.4%⇒専門 医がいる24.6%⇒評判が良い22.0%
- (2)診療所に入院設備があることについて 入院の際に医師が変わらないので安心66.5%⇒いざと いう時に入院できて安心65.3%

- 6.有床診療所が抱える課題 病床に関して抱える課題(複数回答)
- (1)看護職員・スタッフの人件費(確保)57.9%
- (2)医師の勤務負担の重さ40.8%
- (2)施設設備の老朽化38.8%

- 7.70歳以上の和歌山県の地域別医師数の割合 (平成24年12月31日現在)
- (1)和歌山 9%(医師数1,633人)
- (2)那賀 11%(医師数190人)
- (3)橋本 18%(医師数198人)
- (4)有田 13%(医師数138人)
- (5)御坊 11%(医師数137人)
- (6)田辺 13%(医師数311人)
- (7)新宮 15%(医師数158人)

- 8.60歳以上の和歌山県の地域別医師数の割合(平成24年12月31日現在)
- (1)和歌山 23%(医師数1,633人)
- (2)那賀 34%(医師数190人)
- (3)橋本 36%(医師数198人)
- (4)有田 30%(医師数138人)
- (5)御坊 27%(医師数137人)
- (6)田辺 29%(医師数311人)
- (7)新宮 34%(医師数158

9.平成29年度の病床機能分化·連携推進施設等整備事業 費補助金事業の実施予定について

病床機能分化・連携推進施設等整備事業費補助金事業の 概要の一部抜粋

「病床廃止を伴う施設転換事業」

- •一般病床又は療養病床を廃止し、通所介護施設又は通所リハビリ施設に回収するための施設改修費及び設備整備費、または災害備蓄倉庫に改修するための施設改修費及び整備整備費を補助する事業
- ※補助事業者:15床以上保有する有床診療所
- ※基準額 1,600千円/床×廃止病床数
- ※補助率 2分の1

- 1.超高齢社会における医療政策の基本方針
- 〇「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年 (2025年)に向けて、制度の維持可能性を確保。
- 〇「治す医療」から「治し、支える医療」への転換。医療 や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れ た地域で安心して生活を継続。
- 〇「超高齢社会」プラス我が国の医療制度は、人口減少の中での地域医療の確保、少子化への対応、医療保険制度の維持可能性の確保といった様々な課題に直面。

〇2035年に向けて保険医療の価値を高めるための目標を掲げた「保健医療2035」も踏まえ、「患者にとっての価値」を考慮した報酬体系を目指していくことが必要。

- 2.地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い 医療提供体制の構築
- 〇「医療介護総合確保推進法」当の下で進められている医療機能の分化・強化、連携や医療・介護の一体的な基盤整備、平成30年度(2018年度)に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改訂など、2025年を見据えた中長期の政策の流れの一環としての位置づけを踏まえた改定を進めていく。

- 3.28年度診療報酬の具体的な検討内容
- (1)病床の機能分化・連携

急性期・回復期・慢性期等の病床機能に応じた評価をより適切に行い、病床の機能分化・連携をさらに推進。

(2)「かかりつけ医」のさらなる普及とより適切な在宅医療の評価

「かかりつけ医」のさらなる普及を図る。地域の「かかりつけ医」が患者の状態や価値観も踏まえ、適切な医療を円滑に受けられるようサポートする「ゲートオープナー」機能を確立。

財政健全計画

- 1.地域から・患者から・行政・介護施設等から(負担増と なっても)選ばれる病院・施設へ
- (1)病床・施設の機能分化(各病床機能を果たしていると ころだけ評価)
- (2)必要な量を必要な時に必要な分だけの医療と介護 の提供(自己選択)
- (3)患者・利用者負担増(選択・価値観)・・・価値のないも のは選ばれない
- (4)地域包括ケアシステムの推進(亡くなる場所を在宅 へ)

財政健全計画

- 2.財政制度等審議会で検討している社会保障制度改革の主な事項
- (1)サービス単価の抑制

国民負担抑制の観点からの診療報酬本体・介護報酬のマイナス改定、調剤報酬の適正化

- (2)負担の公平化
- ①平成30年~
- ・すべての病床の一般所得者以上の方は1日320円の 光熱水費負担
- •食事負担1食260円⇒460円

財政健全計画

- 高額療養費の上限額の見直し
- ▶介護保険2割負担の対象者拡大
- ②平成31年~
- ・医療費が新たに75歳になる者は2割負担
- ③平成32年~
- 医療費が全ての高齢者2割負担を検討
- (3)公的給付範囲の見直し
- ・次期介護保険制度改革における生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行等

これからの事業展開

1.医療機関の収支構造

収入 (社会保険診療報 酬、介護報酬、自 費収入、その他) 薬品費、診療材料費、検査委託費 人件費、法定福利費、福利厚生費 経費(減価償却費を除く) 税金 借入元金 内部留保

2.収入(社会保険診療報酬)の算定

各レセプトの保険点数×レセプト件数



患者一人当たり平均点数×患者数

3.財政健全計画 収入(費用)=単価×人数 ※収入=国からすると費用

今後••••••単価 → 抑制 人数 → 減少(抑制)

- 4.横の広がり
- (例)高齢者住宅の運営のコンセプト
- (1)なぜ高齢者住宅を設置するのか(目的)
- (2)どういう方を対象とする高齢者住宅なのか(役割の設定)

- (3)どういう方まで受け入れるのか(二一ズの確認)
- ①医療依存度 在宅医療、胃瘻、酸素、人工肛門、難病、透析等
- ②介護度 介護度無し、要支援、要介護、寝たきり度等
- ③所得、家族の状況 生活保護、国民年金世帯、単独、家族無し、家族遠方 等

- ④当該地域の高齢者住宅の設置状況 場所、数、地域、種類(介護付き、介護なし)
- ⑤医療機関、介護施設の状況 医療療養病床が少ない場合、特別養護老人ホームの 入所待ち状況、認知症グループホームの設置状況、入 所待ち状況等

- (4)具体的な検討事項
- ①建築予算の設定
- ②建築場所、規模、戸数の設定
- ③付帯事業(ディサービス、訪問介護等)
- 4)設計
- ⑤人材募集、開設前の教育
- ⑥利用者確保(広報、営業活動)

- 5.縦の積み上げ
 (例)医師のグループ化
- 地域で必要な異なる診療科目の開設
- 地域での異なる診療科目の診療所との連携

2.診療所外来利用者数の将来推計について 平成27年度第1回都道府県在宅医療・介護連携事業 担当会議より抜粋

年度	2011	2020	2030	2040	2050
診療所外来利用者数 (万人/日)	478	501	500	482	461
診療所医師数(人)	101,059	115,402	127,988	136,488	141,528
診療所医師1人1日当 たり患者数(人)	47	43	39	35	33

引用、参考資料

- 〇「医療機関・介護施設の経営戦略」
 - 「高齢者住宅の効果的運用事例と併設介護事業所の実地指導の留意点」
 - 株式会社ヘルスケア経営研究所 副所長 酒井麻由美
- 〇「和歌山県地域医療構想」
- 〇「地域医療情報システム」 日本医師会
- 〇「有床診療所の現状と将来予測」 2013年12月13日
- 日本医師会 常任理事 葉梨之紀
- 〇「シルバー30年変化」 博報堂生活総合研究所
- 〇「在宅医療·介護連携の醸成を目的とした多職種研修に ついて」
 - 東京大学高龄社会総合研究機構 特任教授 辻 哲夫

一般社団法人の運営について

税理士法人風神会計事務所 代表社員 税理士 風神正典

一般社団法人制度

〇平成20年12月1日から施行された一般法人 法に基づく新しい法人制度では、法人の設立と 公益性の判断は分離されたことにより、一般社 団法人は登記のみで設立できるようになった。 〇一般社団法人が行う事業については、特に法 律に規制されていないので、自己の裁量を持っ て事業活動を行うことができる。 〇行政庁との関係においては、公益法人と異な り、行政庁への各種の報告義務はなく、また行 政庁の立入検査・監督措置等もない。

設立要件

- 〇一般社団法人の設立に当たっては
- ①団体としての実体形成(定款の作成・社員の確定・機関の具備)
- ②法人格の取得(設立登記)という手続きが必要となる。

定款の作成

〇一般社団法人を設立するには、その 社員になろうとするもの(設立時社員は 、自然人に限らず、法人でも社員とな ることができる。)が共同(2人以上)し て定款を作成し、これにその全員が署 名又は記名押印し、公証人の認証を受 けなければ効力を生じない。

定款の作成

- 〇定款が根本規則として効力を有する ために必ず記載しなければならない必 要的記載事項は、次の①から⑦までの 事項である。
- 1目的 2名称
- ③主たる事務所の所在地
- 4設立時社員の氏名または名称及び住所
- 5社員の得喪に関する規定
- ⑥公告の方法 ⑦事業年度

定款の作成

〇一般社団法人の社員及び債権者は、 法人の業務時間内は、いつでもその定 款の閲覧や謄本の交付などの請求をす ることができる。

設立時における役員等の選任・ 解任

〇設立時理事は、原則として定款の附則で定めるが、定款で定めなかったときは、設立時社員は公証人の認証の後遅滞なく、設立時理事(理事会設置一般社団法人の場合は3人以上)を選任しなければならない。

〇設立時社員は、原則として各1個の議決権を有し設立時理事の選任は、設立時社員の議決権の過半数を持って決定する。

設立時における役員等の選任・ 解任

〇設立時社員は、一般社団法人の成立 の時までの間は、①設立時理事につい ては、設立時社員の議決権の過半数の 決議②設立時監事については、設立時 社員の議決の3分の2以上にあたる多数 による決議を持って解任することがで きる。

設立時における役員等の選任・ 解任

〇理事会設置一般社団法人を設立しようとする場合には、設立時理事は、設立時理事の中から設立時代表理事(一般社団法人を代表する理事)を選定しなければならない。

〇設立時理事は、一般社団法人設立の時までの間、設立時代表理事を解職することができる。設立時代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数を持って行う。

設立時の社員・役員の責任

1.一般社団法人に対する責任 設立社員は、一般社団法人の設立事務 を担い、設立時理事、設立時監事は設 立時手続に関する調査等の義務を負っ ている。これらのものが一般社団法人 の設立についてその任務を怠ったとき は、その一般社団法人に対し、これに よって生じた損害を賠償する責任を負 う。

設立時の社員・役員の責任

2.第三者に対する責任 設立時社員、設立時理事または設立時 監事がその職務を行うことについて悪 意又は重大な過失があったときは、こ れによって第三者が生じた損害を賠償 する責任を負う。

- 1.一般社団法人の2つの類型
- 一般法人法上の一般社団法人は、税務 取扱いにおいては、非営利型法人と営 利型法人(特定普通法人)に分けられる。

2.非営利型と営利型で異なる課税関係

	非営利法人	営利法人
課税対象	収益事業のみから生じた所得	全ての事業から生じた所得
〈具体例〉	\downarrow	↓
寄付金収入	非課税	課税
補助金収入	非課税	課税
会費収入	非課税(取引の対価は課税)	課税
土地等の売 却益	基本的には土地の売却が収益 事業に該当しない限り、課税 されない。	課税
債務免除益	非課税(取引の対価は課税)	課税
他法人等へ の寄付金の 支出	収益事業外支出とされる場合 が多く、この場合法人税適用 の範囲外。	損金算入限度額を超えた費 用は損金と認められない。

- 3.非営利型法人となるための要件
- (1)非営利型法人の2類型
- ①非営利が徹底された法人
- ②共益的活動を主たる目的とする法人

- 4.非営利が徹底された法人の要件
- (I)剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
- (2)解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は公益社団・財団、学校法人、社会福祉法人等の公益性の高い法人に帰属させる旨が定款に定められていること
- (3)各理事について、理事及びその理事の親族 等である理事の合計数が、理事の総数の3分 の1以下であること
- (4)上記①又は②の定款の定めに違反した行為 を行うことを決定し、または行ったことがな いこと

- 5.共益的活動法人の要件
- (I)会員相互の支援、交流、連絡その他の 当該会員共通する利益を図る活動を行う ことを主たる目的としていること
- (2)会員が負担すべき金銭(会費)の額が定款若しくは定款に基づく会員約款等おいて定められていること又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定めることが定款において定められていること
- (3)主たる事業として収益事業を行っていないこと

- (4)定款に特定の個人または団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
- (5)定款に、解散したときは残余財産を特定の 個人又は団体に帰属させる旨の定めがないこ と
- (6)特定の個人または団体に剰余金の分配その 他の方法により「特別の利益」を与えること を決定し、又は与えたことがないこと
- (7)各理事について、理事及びその理事の配偶者又は3親等内の親族その他その理事と特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数のうちに占める割合が3分の1以下であること

引用·参考資料

〇新公益法人の期間と運営渋谷幸夫(公益法人運営コンサルタント)〇非営利法人が抱える税務問題の追及公認会計士 村山秀幸

Ⅲ. 情報交換会

【司会・幹事】勝田 仁康 副会長

- ◆開会の挨拶:辻 寛 副会長
- ◆乾杯の挨拶木下 欣也 理事
- ◆閉会の挨拶:青木 敏 名誉会長

「情報交換会」

司会•幹事:勝田 仁康 副会長

於:オテル・ド・ヨシノ

司会:勝田 仁康 副会長

それではこれより、有床診療所協議会の情報交換会と食事会を始めたいと思います。私、司会をさせて頂きます、粉河で開業しております、勝田胃腸科内科外科の勝田です、どうぞ宜しくお願いします。本日は本当にお暑いところ、諸先生方には長時間、ご臨席頂きまして、誠に有難うございました。そしてスタッフの方々、本当にお手伝い、有り難うございます。風神先生には大変貴重な御講演頂きまして、また頑張って行こうかなという気がしております。みなさんご存知のように、有床診療所というのは江戸時代の徳川吉宗の時に小石川養生所が起源とされておりますけれども、この小規模多機能型の入院施設、つまり勉強させて頂きますけれども、本当に患者さんにそった小回りの利く、温かい日本特有のおもてなしの医療が出来る本当に素晴らしい施設であり、世界遺産に登録しても良かったのじゃないかという位の(笑い)、有難うございます。今まで逆風でしたけれども、青木名誉会長始め、いろんな諸先生方の、そしてまた辻興先生とバトンタッチして、なんとか、また希望の※※のように今日の懇親会、盛り上げていきたいと思います。懇親会でいろいろご質問できなかったこと、美味しい料理をパクパク大きな口を開けるだけでなくて、心も大きく開いてやって頂きたいなと思います。それでは、これより食事会を始めたいと思います。(拍手)まず、初めに、辻 寛先生、ご挨拶宜しくお願い致します。

【開会の挨拶】 辻 寛 副会長

皆様、お疲れさまでした。

私は只今紹介いただきました、副会長の辻でございます。よろしくお願い致します。 それでは、第2部情報交換会に移りたいと思います。

まずは、本日の総会に何かとお忙しい中たくさんの皆様方にお集まり頂き有難うございます。

また、本日の総会に何かとご協力を頂いております、関西臨床K. Kの前岩社長様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、本日の講師を務めて頂きました風神会計事務所所長の風神正典先生には、(貴重な) 私共の道標を示して頂き有難うございました。

そして、本日の総会で"まだまだ有診の未来は明るいのだ"と言うことも解りましたので、 会員の皆様方には今日学んだことを明日から始めて頂きたいと思います。

それでは、オテル・ド・ヨシノの美味しいお料理とお酒を頂きながら皆様方の親睦を深めて 頂き、最後まで楽しんで頂きますようお願い申し上げて、開会の挨拶に代えさせて頂きます。 (拍手)

司会:勝田 仁康 副会長

辻 寛先生どうも有り難う御座いました。それでは乾杯の音頭を、今日は宮城から遠路遥々ですね(那智です!那智です!笑)、那智勝浦町からお越し頂きました(笑)木下 欣也先生、乾杯の音頭宜しくお願い致します。

【乾杯の挨拶】木下 欣也 理事

今日、初めてこの有床診療所の会に参加させて頂きました。正直言いますと、うちの親父の後の継承になるのですけれども、昔から、歴史のある会だとは分かってはいたのですけれども、継承で 40 過ぎから私、帰ってきたのですけれども、その会には参加しづらいというか、敷居が高い感じがしまして、今まで理事には一応名前させて頂いていたのですけれども、今回が初めての参加になります。初めて参加させて頂いて、有床診療所の仲間がどんどん皆さんうちの周りでも閉めていかれている訳ですけれども、これだけ有床診療所を継承して、皆これから頑張っていこうという仲間がいるということが分かっただけでも、すごく心強い思いがしました。これからますます皆で頑張って、有床診療所はむしろ社会の地域構想、包括構想に追い風だと思います。私も元々、在宅診療をしておりますので、在宅とか老人施設への往診というのがすごく依頼が増えて、そういう施設からの入院、在宅からの入院というのがすごく増えて満床の状態が続いております。やる気さえあれば、どんどん追い風だと思いますので、みんなで力を合わせて頑張っていきたいと思います。それでは若輩ながら乾杯の音頭を取らせて頂きます。これからの有床診療所の繁栄と皆様のご健勝を祈念致しまして、乾杯!(拍手)

どうも有難う御座いました。(拍手)

司会:勝田 仁康 副会長

どうも有り難うございました。それでは皆さん、盛り上がって、本音のトークで、この素晴らしいロケーションと素晴らしいお食事と、素晴らしい仲間で、素晴らしい会にして頂きたいと思います。宜しくお願い致します。デザートの前に素晴らしいハープとフルートの演奏もありますので、それもお楽しみ下さい。

(中略)

司会:勝田 仁康 副会長

皆様、お楽しみのところ失礼致します。どうですか?美味しいですか?皆さん美味しく食べて、にこやかですね!総会の時はシワ寄って、この辺に豊齢線が。ホーレイ! (爆笑)。では、新しく役員になられました先生方を紹介させて頂きます。まずですね、よくしゃべりますよ、この先生、3分3秒にして頂いております。児玉先生! (児玉先生:僕ですか?) 副会長に就任されました、児玉先生。お願いします(拍手)。

挨拶: 児玉 敏宏 副会長

皆さん、今晩は喋りたくて、しょうがないんで(笑)。フウジン先生有難うございました。 経緯を話します。去年の夏位でしょうか?僕は医師会とか色んなところの役員になるのが 嫌で、ワザと院長を辞めながら、B会員に成り下がって、ジーッとしていたという経緯があ るんですけれども、そういう経緯の中で、いきなり去年の10月でしょうか。 辻副会長から いきなりの電話ですよ。「児玉先生、有診に入りませんか?」という。いや僕は院長も辞め てますし、医師会の A 会員にも戻れませんから辞退したいと。それを許してくれないのが 辻(寛)先生。「いやいや、児玉先生位の人であれば入ってもらわないとうちは困ります!」 僕は勧められると断れない性格で(笑)「そうですか」と言って入ってしまいました。入っ て普通の会員かと思いきや、1回目の会合に行くと、いきなり理事という称号が待っており まして、会合に行きました。2 回目の会合があるかないかの 2 か月後位にまた電話が掛か って来まして、辻(寛)先生から。「先生、2階級特進や!もう副会長にしといたから、宜 しくね!」なんて(爆笑)。もう、この泥沼、呑まんとしゃあないかな?と(爆笑)。それか ら副会長になりまして、それからもう約10か月、9か月位でしょうか?なった限りは真剣 にやりたいと思っておりまして、また来年、再来年と、本当にこの会の発展の為に寄与した いと思いますので、応援の程宜しくお願い致します。またこれだけ集まって下さって、もっ と来年は沢山人数を集めまして、フウジン先生には・・・風神(かぜかみ)先生?もうフウ

ジンにしてくれと! (風神先生「任せます!」(笑)) もっと込み入った話もお聞きしたいと 思いまして、また今後とも宜しくお願い申し上げます。以上で御座います。

司会:勝田 仁康 副会長

ア・ア・ア・・・。短い目で有難うございました!(笑)。

児玉 敏宏 副会長

3分50秒位です(笑)

司会:勝田 仁康 副会長

次にですね、今乾杯の音頭をして頂きました、那智勝浦町からお越し頂きました 木下 欣也 先生 宜しくお願い致します。

短目に、短目に・・・(笑)。

挨拶:木下 欣也 理事

児玉先生とは、どういう訳か、大学の同級生です。和歌山県出身で、有床診で、また出会ったという。お互い見ての通り、遊び人です(笑)。

(児玉先生:「もう、卒業以来だから、もう。30数年ぶり」)

お互い59歳。人から若いと言われて喜ぶ(笑)。で、以上です。宜しく! (爆笑)。

司会:勝田 仁康 副会長

非常に遠いところから、短めに有り難う御座いました!(笑)

有床診療所の良いところはですね、こういう遊び人がですね、遊び心、これ大事です。これ を会長に教える為に、この会があるようなものですけれども(笑)。

次にですね、濱田先生、女性でございますけれども、寛子先生。、宜しくお願い致します。

挨拶:濱田 寛子 理事

皆さん、こんばんは。去年、有床診療所協議会に入らせて頂きました。

突然、ファックスが来まして、こういうのがあるということで、スプリンクラーの話がどうのこうのと書いてあったので、まあ、聴きに行こうと思って行ったら、こういうふうになってしまって。今年、ここに来させて頂こうと思った理由は、大好きなオテルドヨシノで食べられるという。「じゃあ、行こう!」と言っていたら、次、粉川先生からお電話があって、「理事になれ!」「えー!」(笑)。「もう、北山先生の後ろに隠れといたらええから!」と言われたんで。そしたら、北山先生、休むし!(爆笑)。非常に、困惑しておりますけれども、どうか、宜しくお願い致します。(拍手)

司会:勝田(仁康)副会長

有床診療所協議会、僕も、突然でしたですよ!

ですから、突然にどう耐えるか?(笑)これが有床診の神髄ではないでしょうか? これから色んなことがありますけれども。

突然に耐える、その練習を。

次、どんな美味しい処へ連れて行ってくれるか?

辻先生、また、お教え致しますので!

今度、白浜辺りで。突然ですが。美味しい所を。

そういうことで、皆さん、本当に、僕も思ったんですけれども、

リオ・オリンピック。

メダル取った人が言っていました。

「皆さん、色んな人に支えられて」ということと「チームー丸となって」

この2つがキーワードですよ!

皆さん最近、私、勘違いしました。皆さん、スタッフのお陰で今日があるんです!(拍手) 今日一日、有難う御座います!(拍手)

そしてもう一点、「チームー丸」。これは有床診療所協議会、これをチーム、家族と致しまして、それぞれ頑張って、チーム、連携、これが非常に大事かと思うんですけれども、連携には美味しいものを食べないと連携が続きません。

400 メートル男子リレーありますやん。アメリカに負けてるはずなのに勝ってしまったんですよ、最後ボルトに負けましたけれども、9 秒台無いのに金メダルですよ。

我々本当に力が無いかも分かりません。でも日々努力して、お互いチームワークをとればで すね、金か銀が取れるかも分かりません。 アメリカに勝つ!病院に勝つ!(笑)世界※※と対決をする。(笑)

その為にはどんな事にも、パッとフットワークを軽くして、前向きで、皆さんのチームと、 皆さんスタッフと共に歩んでいきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。(拍 手)

それではもうすぐですね、皆さんお肉食べたら、お肉の消化を良くするように良い音色を聴けますので、食べないと音楽出ませんよ(笑)はい、それでは宜しくお願い致します。 有難う御座いました。(拍手)

・・・すいません、申し遅れました、今日突然ですね、突然ばっかりですけれども、突然、 木下ノブヤス先生?(木下泰伸先生:「ヤスノブです」)僕も、突然言われて間違えました (笑)、泰伸先生が理事に就任して頂けました!(拍手)今日突然なんですよ!前まで言っ ていなかったのに、今日はこの会見て、私もしたい!やりたい!(爆笑)この会に尽くした い!(笑)一言宜しくお願い致します。(拍手)

挨拶:木下 泰伸 理事

あまりに、突然に、辻先生に「役員やって!」ということで、突然ですけれども若輩者ですけれども、御受けさせて頂きました。和歌山市の和佐で開業しております、きのしたクリニックです。名前は木下 泰伸(やすのぶ)。医療法人泰伸会(たいしんかい)、これはヤスノブをタイシンと呼び変えているだけのことです。平成12年に開業させて頂きまして、2年後の平成14年に有床診療所、和歌山市では一番最後かなと思いましたけれども、今聞きますと宮本先生が僕のあとで有床にされているということです。医師会の会にも出ませんし、遊んでばかりいますので、なんの役にも立たないと思うんですけれども、今、有床診療所として色々、サ高住とかやって、多分、従業員120人位になってしまっているんで(驚)有床診療所続けていくことも大切だと思いますので、微弱ですけれども、一生懸命頑張らせて頂きますので、皆さん宜しくお願い致します。(拍手)遊びに関しては、ゴルフはよく行きます。去年110ラウンドさせて致しました(驚)。良かったら呼んで下さい。(拍手)

(中略:川口様と岡本様によるハープ&フルート演奏会)

司会:勝田 仁康 副会長

どうか、皆さん、楽しんで頂けましたでしょうか?

本当に楽しい時間というのは過ぎるのがアッという間でして、最初2時間はしんどかった

けど、この2時間半! (笑) アーも言う暇無かったですね! (笑) もっとアーっと言いたいので、次、興先生、次の会場、また宜しくお願いします。また、僕もさせて・・。

本当に名残惜しいのですが、みなさん情報交換会、どうですか?

これで強い、強い、強い有床診療所になって、

明日への有床診療所へ行けるかな? (会場:「ハーイ!」)

今楽しんで頂いている人、手を挙げて! (会場:「ハーイ!」)

考えている奴は両方! (笑)

足はどうですか? (爆笑)

はい、いいリハビリでございました!(笑)

最後になりましたが

本当に有床診療所を引っ張って頂きまして、大変ご功労頂きました青木先生から 最後に一言ご挨拶申し上げます。(拍手)

【閉会の挨拶】青木 敏 名誉会長

ちょっと耳が悪いんで、ちょうどよい声で言っているか? 小さかったら言って下さい。大きく言います。大きすぎたらまた・・・(笑)。 本日は本当に最後までご苦労様で御座いました。

特に風神先生、どうも御講演のあと最後までお付き合い頂きまして有り難うございました。 私は、折角マイク頂いたのですけれども、もう7、8年、医者を辞めていますので、そして (全国)総会にも行ったことありません。それで最後に挨拶したりコメントする資格は全く 無いでございますけれども、多分会長だと思いますけれども、「来年は、心から黙祷を捧げ ますので(笑)今年はもう最後ですんで。何か最後に喋っとけ。」(笑)というようなことで マイクを回してくれたんだと思います。(笑)それで30年あまり有床診療所をやってまし て、病院の先生と違う生活をしておりましたので、ちょっとお話しさせて下さい。

一般の人は、ちょっと医者はお高く留まっているようで、一般にあんまり医者と遊びません。ところが有床診療所は同じ医者が何回も同じ患者を診るので自然と親しくなって、他の医者と比べて、住民との交わりが深くなってくると思います。特に時間外とか、深夜とか、休日に診察しますと、その時は時間が沢山ありますので、余計親しくなりますし、感謝もされます。今はもう酒飲みませんけれども、昔は酒飲みだったので深夜に診察しますと、朝4時までやっている居酒屋がございまして、そこに行って、ちょっとビール内緒で飲みます。(笑)警察に内緒で一杯飲んで。(笑)そこの人と話するのが非常に楽しいんです。そこの住民の人も酔っていますし、こっちも気が楽ですんで非常に親しくなります。食べる話も良

くしますし、趣味の話もします。食べる話なんかしますと、非常に調子に乗ってきて、僕そ

この店で、「一遍ここワニおいたらどうな?」と。僕、ワニ食べたことがあったんで言いま すと、そこの人も面白いんで、「じゃ、ワニ置こか!」と。その代わり「一通り食べたらも う飽きてくるんで、辞めなさいよ」とコメントしておいたんですけれども、しばらくして行 ったら、「続いて売れるんで、ずっとやります」ということでそこワニやっています(笑)。 最近は調子づいて、エミュー(笑)、ダチョウとカンガルーも売っています (笑)。 そんな話 もしたら、釣りの話をしたら、酔った馬力で、すぐ約束して、今度一緒に行きましょか?と いうことになって、船に乗せてもらって釣りに行ったりします。そんな付き合いをしていま すと、良いこともあります。というのは、日本臨床整形外科の会長が釣り好きで、ちょっと 和歌山に釣りに行きたい、ということで、他府県からわざわざ来たときに、そういう友達に 頼みますと、釣り場の一番いいところ取ってくれたり、船に乗せていったり、こちらはただ でええ恰好できます(笑)。向こうの趣味あっても、付き合いが無くて、ダメなときは、こ っちが招待することも出来ます。私、相撲取りと心やすいんで、相撲の話が出ますと、好き な人を朝げいことチャンコに連れていったりしたら物凄く喜びます。これもまたうまいこ と住民利用する訳ではないんですけれども、私、おだてられて、大関栃東の後援会、和歌山 と海南市の後援会してますと、知人、友人は勿論ですけれども、患者さんとか地域の人が誘 い合って来てくれて、何故かその時、知事の奥さんとか和歌山医大の教授の奥さんなんかも 来てくれましたけれども、100人余りすぐ集まりました。そんな良いこともありました。 それから、まあいろいろあるんですけれども、去年久しぶりに、昔行ったスナックに行きま すと、「うちの娘、世話になりました。有難うございました。」と。いっこも覚えていません。 そしたらやっぱり、朝の 6 時 30 分頃ギックリ腰になって、治療して、治して・・その時 うまいこと治ったんですね?滅多にないことです(爆笑)。「ゴルフ場に勤務して間がないと きだったんですけれども、仕事出来て助かりました。有難う。」と。すると今度は家内がも のすごく偏屈の板前がいて、だけど串カツは物凄く旨いんで、「いらん事言わず黙ってそー っと食べて帰ろう」と行ったら、向こうから挨拶してくれて、「何で知っているの?」と言 ったら、「夜中に先生に頭縫ってもらった。」(笑)それで直ぐに仲良くなりまして、一杯美 味しい酒飲ませてくれて。まあそんなこともありますし、話したら悪いこと一杯あるんです けれども、そんなことやってますと、結局は地域の医療を支えているというような、偉そう なこともありますけれども、自分の生活が豊かになります。これが有床診療所の医者の特権 だと思いますんで、地域の医療を支えてやっていくという、5 つの機能もありますけれど も、自分の生活も充実させるというようなこともあります。そしたら、私がそんな風に付き 合っていますと、従業員も付き合って、従業員も患者さんの家に行って酒飲んできたり(笑)、 僕の友達と焼き肉、事務所の人と食べに行って、後で聞くと「焼肉屋に行くよりステーキ屋 に行ったほうが安く付いた。焼き肉食べるのビックリした!」と(笑)。従業員も楽しめま すので、有床診療所、苦しいですけども人の為にもなるし、自分の為にもなるんで、どうぞ 皆様これからも続けていってもらいたいと思います。年寄りの寝言で御座います。最後に、 「病気になったらどうするか」といって散歩していますと、「先生、脳梗塞は あせったら

いけないよ。ゆっくりやりなさいよ。」と、最後に「お大事に」。(拍手)

出席者名簿

「H28年度和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」参加者名簿(敬称略・順不同)

○講師(税理士法人 風神会計事務所)

氏名	役職名	総会・講演会	情報交換会
風神 正典	代表社員	0	0

○協賛企業 (株式会社関西臨床検査総合研究所)

氏名	役職名	総会・講演会	情報交換会
黒松 敏二	会長	0	×
前岩 良和	社長	0	×

●和歌山市会員(和歌山市医師会)

氏名		診療所名	総会・講演会	情報交換会
青木	敏	青木整形外科	0	0
星野	好則	星野胃腸クリニック	0	0
宮本	克之	宮本医院	0	0
粉川	信義	粉川レディスクリニック	0	0
粉川	佳代子		×	0
濱田	寛子	はまだ産婦人科	0	0
友塚	雄一		0	0
木下	泰伸	きのしたクリニック	0	0
石黒	昌豊	紀泉KDクリニック	0	0

●海南市会員(海南医師会)

氏名	診療所名	総会・講演会	情報交換会
辻 寛	辻整形外科	0	0

●岩出・紀の川市会員(那賀医師会)

氏名	診療所名	総会・講演会	情報交換会
黒山 達也	やよいメディカルクリニック	0	×
児玉 敏宏	紀の川クリニック	0	0
勝田 仁康	勝田胃腸内科外科医院	0	0

●伊都·橋本市会員(伊都医師会)

氏名	診療所名	総会・講演会	情報交換会
高出泰宏	梅本診療所	0	×

●田辺市会員 (田辺市医師会)

氏名	診療所名	総会・講演会	情報交換会
辻 興	外科内科 辻医院	0	0

●東牟婁郡会員 (東牟婁郡医師会)

氏名	診療所名	総会・講演会	情報交換会
木下 欣也	木下医院	0	0

●役員診療所からの協力スタッフ

氏名	所属診療所名	総会・講演会	情報交換会
松本 瑞恵	粉川レディスクリニック	0	0
山田 美穂	粉川レディスクリニック	0	0
矢川 洋子	辻整形外科	0	0
佐伯 卓哉	辻整形外科	0	0
榎本 真仁	辻整形外科	0	0
吉岡 秋雄	勝田胃腸内科外科医院	0	0
植野 晴美	勝田胃腸内科外科	0	0
永井 陽子	紀の川クリニック	0	0
小川 香世	紀の川クリニック	0	0
立花 留美	宮本医院	0	0
合原 素子	宮本医院	0	0

●三役家族参加者

氏名	所属診療所	総会・講演会	情報交換会
辻 恵美	辻整形外科	0	0
辻 貴子	辻整形外科	×	0
柴田 啓紀	辻整形外科	×	0
辻貴子様令嬢	辻整形外科	X	0

●会員事務局

氏名	所属診療所名	総会・講演会	情報交換会
濱中 眞美子	外科内科辻医院	0	0
山本 めぐみ	外科内科辻医院	0	0
荒居 麻美	外科内科辻医院	0	0
大久保 裕子	外科内科辻医院	0	0

和歌山県有床診療所協議会 会員名簿 会員連絡網 会則

和歌山県有床診療所協議会会員名簿 平成 28 年 7 月現在 会員 42 名

●和歌山市(和歌山市医師会)

氏名		診療所名	₸	住所	電話番号	FAX
青木	敏	(医) 青木整形外科	641-0015	和歌山市布引	073-446-2110	073-446-2135
				763-8		
岩橋	五郎	(医) 新生会岩橋医院	641-0035	和歌山市関戸	073-444-4060	073-444-4096
				1丁目 6-44		
宇治	田市	(医) 卓麻会 宇治田	640-8434	和歌山市榎原	073-455-6699	073-452-6540
司		循環器科内科		204-8		
嶋本	嘉克	嶋本脳神経外科·内科	641-0036	和歌山市西浜	073-446-3636	073-446-3637
				921-4		
武用	瀧彦	(医) 一穂会 武用整	640-8303	和歌山市鳴神	073-473-5000	073-474-4875
		形外科		1005		
星野	好則	(医) 明星会 星野胃	640-8342	和歌山市友田町	073-422-0007	073-422-2288
		腸クリニック		5-32		
山口	節生	(医) 慈生会 山口整	640-8472	和歌山市大谷	073-452-3121	073-453-0554
		形外科		405-1		
上野	雅弘	(医) 明成会 紀伊ク	649-6332	和歌山市宇田森	073-461-7161	073-461-7112
		リニック		275-10		
宮本	克之	(医) 潤生会 宮本医	641-0051	和歌山市西高松	073-422-6065	073-424-2096
		院		1-5-36		
粉川	信義	(医) 粉川レディスク	640-8482	和歌山市六十谷	073-461-0349	073-461-9000
		リニック		366-4		
濱田	寛子	はまだ産婦人科	649-6314	和歌山市島	073-462-0341	073-462-1006
				230-2		
木下	泰伸	きのしたクリニック	649-6324	和歌山市禰宜	073-465-3777	073-477-5500
				970-1		
大谷	晴久	(医)博文会 紀泉K	640-8471	和歌山市善明寺	073-454-5515	073-454-5565
		Dクリニック		358-1		
中井	甃	医療法人甃友会 や	640-8322	和歌山市秋月	073-474-1370	073-488-7530
		まもとクリニック		570		

●海南市 (海南医師会)

氏名	診療所名	₹	住所	電話番号	FAX
辻 寛	(医) 同仁会 辻整形	642-0031	海南市築地 1-50	073-483-1234	073-483-0221
	外科				
辻 秀輝	(医) 辻秀輝整形外科	642-0032	海南市名高 178-1	073-483-3131	073-482-6090
安村 知加	西本内科外科医院	649-0122	海南市下津町黒	073-492-2241	073-492-4605
			田 84-1		

●岩出・紀の川市 (那賀医師会)

氏名	診療所名	Ŧ	住所	電話番号	FAX
黒山 哲彌	(医) 彌栄会 やよい	649-6215	岩出市中迫 13	0736-62-7777	0736-62-8813
(坂頭 節	メディカルクリニッ				
哉)	ク				
児玉 敏宏	(医)博文会 紀の川	649-6213	岩出市西国分	0736-62-0717	0736-62-2831
	クリニック		501		
久保 光伸	久保外科	640-0413	紀の川市貴志川	0736-64-5788	0736-64-7907
			町神戸 212-2		
奥篤	(医) 篤眞会 奥クリ	649-6412	紀の川市黒土	0736-77-7800	0736-77-7811
	ニック		263-1		
長雄 好昭	(医) 英正会 長雄整	649-6426	紀の川市下井阪	0736-77-5700	0736-77-5702
	形外科		4477-1		
勝田 仁康	(医) 慈愛会 勝田胃	649-6531	紀の川市粉川	0736-73-2101	0736-73-7188
	腸内科外科医院		1916		
北山 俊也	北山産婦人科クリニ	640-0401	紀の川市貴志川	0736-64-3048	0736-64-7748
	ック		町丸栖 662-1		

●伊都・橋本市(伊都医師会)

氏名		診療所名	₹	住所	電話番号	FAX
吉田	裕	(医)恒裕会 吉田	649-7113	伊都郡かつらぎ	0736-22-5862	0736-22-7485
		リニック		町妙寺 439-92		
梅本	博昭	(医) 博周会 梅本語	648-0015	橋本市隅田町河	0736-33-0477	0736-33-0873
		療所		瀬 352		
岡田	正道	(医) 岡田整形外科	648-0073	橋本市市脇	0736-32-8080	0736-32-8082
				1-45-2		

●有田市(有田市医師会):会員無し

●有田郡 (有田郡医師会)

氏名	診療所名	Ŧ	住所	電話番号	FAX
島 和生	しまクリニック	643-0025	有田郡有田川町	0737-52-7881	0737-52-7885
			土生 371-26		
橋本 忠明	(医) 明誠会 橋本胃	643-0004	有田郡湯浅町湯	0737-62-2226	0737-64-0020
	腸肛門外科		浅 1749-3		
森下 常一	森下整形外科	643-0065	有田郡広川町東	0737-64-0366	0737-64-0093
			中 64-1		

●御坊市・日高郡(日高医師会)

氏名		診療所名	Ŧ	住所	電話番号	FAX
川端	良樹	紀伊クリニック	644-0012	御坊市湯川町小	0738-24-2222	0738-24-1735
				松原 615-1		
深谷	修平	深谷外科医院	644-0011	御坊市湯川町財	0738-23-1881	0738-23-1882
				部 670-1		
辻村	武文	辻村外科	645-0001	日高郡みなべ町	0739-72-2522	0739-72-3751
				東吉田 282		

●田辺市(田辺市医師会)

氏名	診療所名	Ŧ	住所	電話番号	FAX
榎本 修	(医) 榎本産婦人科	646-0031	田辺市湊 1174-1	0739-22-0019	0739-22-0519
辻 興	(医)外科内科 辻医	646-0036	田辺市上屋敷	0739-22-2534	0739-22-0538
	院		3-11-14		

●西牟婁郡 (西牟婁郡医師会)

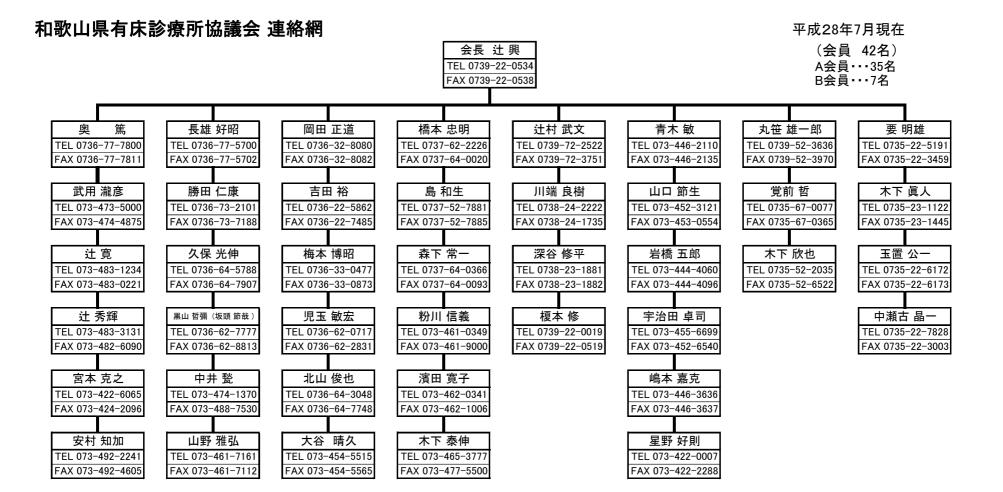
氏名		診療所名	₹	住所	電話番号	FAX
丸笹	雄一	丸笹外科内科	649-2511	西牟婁郡白浜町	0739-52-3636	0739-52-6970
郎				日置 981		

●東牟婁郡 (東牟婁郡医師会)

氏名	診療所名	₹	住所	電話番号	FAX
木下 欣也	(医) 木下医院	649-5332	東牟婁郡那智勝	0735-52-2035	0735-52-6522
			浦町朝日 1-60		
覚前 哲	(医) 覚前医院	649-3523	東牟婁郡串本町	0735-67-0077	0735-67-0365
			和深 838		

●新宮市 (新宮市医師会)

氏名	診療所名	₹	住所	電話番号	FAX
要明雄	(医) 要外科内科医院	647-0045	新宮市井の沢	0735-22-5191	0735-22-3459
			9-10		
木下 眞人	木下外科医院	647-0052	新宮市橋本 1-3-5	0735-23-1122	0735-23-1445
玉置 公一	玉置整形外科医院	647-0043	新宮市緑ヶ丘	0735-22-6172	0735-22-6173
			2-3-11		
中瀬古 晶	中瀬古整形外科	647-0004	新宮市大橋通	0735-22-7828	0735-22-3003
_			4-1-9		



和歌山県有床診療所協議会会則

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は和歌山県有床診療所協議会と称し、事務所を県医師会内に置く。

第二章 目的および事業

- 第2条 本会は日本医師会、県医師会のもとに、有床診療所がお互いに強い連携をもって時代に即応した医療機関のあり方を研究するとともに、その発展と健全運営を図り地域に密着した医療制度を目指して地域医療に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 1.総会、研修会等の開催に関する事項。
 - 2.日本医師会、県医師会への協力要請に関する事項。
 - 3.有床診療所運営に関する事項。
 - 4.地域医療、保険医療、救急医療活動の向上に関する事項。
 - 5.その他、目的達成上必要な事項。

第三章 構成

- 第4条 ①本会は和歌山県医師会会員で有床診療所の開設者、およびそこに勤務する医師、又は本会の目的に賛同する人をもって構成する。
 - ②本会会員は全国有床診療所連絡協議会会員となるものとする。
 - ③本会会員は病床稼働中の有床診療所医師のA会員と病床稼働中でない 有床診療所医師、または本会に賛同する賛助医師のB会員からなるも のとする。
- 第5条 本会へ入会する場合はその年度の会費を添えて会長に申し込むものとする。

入会は役員会議で決定する。

退会を希望する場合は、退会届けを会長に提出しなければならない。

第6条 本会は次の役員を置く。

1.会長 1名

2.副会長 若干名

3. 理事 若干名

4.監事 2名

5.役員の推薦により名誉会長及び顧問を置く事ができる。

第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第8条 本会の会長及び副会長は役員会で選出し総会において承認を受けるものとする。

その他の役員は会長が委嘱する。

第四章 会議

第9条 会議は総会および役員会とし、会長が召集する。

第10条 総会は定期総会および臨時総会とする。

- 1. 定期総会は毎年1回開催し会務報告、事業計画、収支決算報告等、運営上重要な事項については総会に図り(欠席者の委任状を含む)過半数の賛同を得て決定する。
- 2. 臨時総会は会長が必要と認めた時又は、会員の3分の1以上の希望があれば開くことができる。
- 3. 役員会は会務の計画、運営にあたる。

第5章 経費

第11条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第13条 会費は毎年度3月末日までに納入しなければならない。

付則 ①本会の会費は次のとおりとする。

年会費 A会員 40,000円 B会員 15,000円

(全国有床診療所連絡協議会年会費 A会員 20,000 円)

B会員 10,000円)

(和歌山県有床診療所協議会年会費 A会員 20.000 円)

B会員 5,000円)

平成11年度より会費は基金引きとする。

- ②本会則は平成7年7月22日から施行する。
- ③会費は毎年6月に基金引きとする。
- ④本会則は平成10年8月21日から施行す。
- ⑤本会則は平成16年8月21日から施行す。
- ⑥本会則は平成26年10月1日から施行す。
- ⑦本会則は平成27年8月29日から施行す。
- ⑧本会則は平成27年10月24日から施行す。

もう、相続のことで悩む必要はありません。 安心して相談できる相続の専門家があなたを支えます。

相続手続支援センターは、相続に関する手続きの疑問や不安を解 消するために、専任のコーディネーターが無料相談を行い、法律 や税などの専門家との連携により、相続于続きがスムーズに進む ようにサポートいたします。

相続に関するすべての相談事項を 無料で受け付けいたします。(初回のみ)

相続関係の問題 遠言書の問題/事業継承の問題 納税の問題

有効活用の問題/譲渡の問題 自宅の問題

相続税の問題 法人・個人の問題 不動産関係の問題/贈与などの問題

その他

金融保険の問題 年金関係の問題 会社経営の問題

今後の家族のことを考えませんか?

- ☞遺言書を作成したいが、どのように書けばよいか知りたい
- ☆相続(税金・手続き)の仕組みについて教えてほしい
- ☞所有している不動産を有効活用したい
- ☞生命保険・損害保険の有効活川をしたい
- 15年金の相談をしたい



相続手続支援センター和歌

株式会社 風神経営

〒640-8341 和歌山市黒田87-7 **000120-947-745**

http://www.kazetax.com



無名にして有力なる人たるべし。

- ■医療・介護コンサルティング 病医院が抱える課題を解決するため、200社を超え る医療機関で培った豊富な経験により、皆様のご要 望にお答えします。
- ■農業コンサルティング 農家の経営分析・指導及び資料作成を行います。安 全な作物や家畜、また健康な人員全成に貢献する 農業をサポートいたします。
- ■企業経営コンサルティング 財務的な視点による診断により、分りやすくかつ的 確に会社の将来を予測し、皆様のニーズに合わせ たアドバイスをさせていただきます。
- ■相続手続きコンサルティング 葬儀後の銀行の名義変更等90種類以上にも及ぶ 様々な手続き代行を、各専門家とのネットワークに より提供いたします。

■ライフプランコンサルティング

皆様からの様々なご質問やご相談を的確に把握・分 折し、あらゆる角度から検討を重ねて、中立公平な 立場で具体的なアドバイスをさせていただきます。

■人事労務コンサルティング

社員様の意識を向上させ、やる気を引き出せるような環境 作りができる場の提供が、企業経営に求められており、人 材育成という視点から、企業経営をサポートいたします。

■公益法人コンサルティング

公益法人制度改革や公会計導入に伴い多様化す る会計環境の整備や会計指導を、強力に支援いた

■税務会計

お客様の帳簿の会計及び税務チェックを行うこと により、問題点の解決を「迅速「懇切」「丁室 にア バイス、サポートいたします。





税理士法人風神会計事務所 株式会社風神経営

〒640-8341 和歌山市黒田87-7 TEL.073-471-9898

http://www.kazetax.com 果和歌山駅東口より



医療の頼れるパートナーをめざして

地域医療を通して健康な暮らしを願う社会に貢献します

私たちは臨床検査を通じ常に地域医療への貢献に努め、健康でありたいと願う思いに、医療情報サービスを通じ豊かな健康文化を創造する姿勢でお応えします。

急速に進歩する医療に貢献すべく社員全員が医療に携わる者としての自覚と誇りを持ち、研鑽に励み職業を通じて社会に奉仕するという信念のもと、臨床検査を通して、広く社会に貢献いたします。

地域の皆様の多種多彩なニーズに応じたサービスを提供できるよう に努力してまいる所存ですので、皆様のご助力ご支援よろしくお願い いたします。

受注可能検査

臨床検査全般

拭き取り検査

腸内細菌検査

浴槽水検査

熟練した臨床検査技師や専門技術を基本に、より一層の精度向上に努めてまいります。

地域医療で活躍されておられます先生方には、迅速かつ信頼性の高い検査データにより、高度な医療サービスをご提供させていただきます。

KML株式会社関西臨床検査総合研究所

Kansai Medical Laboratory

〒646-0217 和歌山県田辺市城山台2-2

TEL: 0739-81-2450 FAX: 0739-81-2451